

平成15年第5回防府市議会定例会会議録（その3）

平成15年9月9日（火曜日）

議事日程

平成15年9月9日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（29名）

1番	横見進君	2番	山下和明君
3番	河杉憲二君	4番	行重延昭君
5番	山本久江君	6番	藤本和久君
7番	斉藤旭君	8番	横田和雄君
9番	岡村和生君	10番	弘中正俊君
11番	安藤二郎君	12番	山田如仙君
13番	田中敏靖君	14番	藤野文彦君
15番	馬野昭彦君	16番	木村一彦君
17番	熊谷儀之君	18番	佐鹿博敏君
20番	松村学君	21番	大村崇治君
22番	広石聖君	23番	久保玄爾君
24番	今津誠一君	25番	河村龍夫君
26番	藤井正二君	27番	青木岩夫君
28番	深田慎治君	29番	平田豊民君
30番	中司実君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	林甫君	財務部長	中村隆君
総務部長	嘉村悦男君	総務課長	浅田道生君
生活環境部長	三谷勇生君	産業振興部長	阿部實君
土木建築部長	林勇夫君	都市整備部長	岡本智君
健康福祉部長	村田辰美君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山下州夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局参事	井上孝一君	消防長	山根徹雄君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 村重誠君 議会事務局次長 徳光辰雄君

午前10時 1分 開議

議長（中司 実君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（中司 実君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

12番、山田議員、13番、田中議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（中司 実君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いをします。

議場内が暑いようでございますので、どうぞ上着をおとりになって結構でございます。

これより、一般質問を行います。16番、木村議員。

〔16番 木村 一彦君 登壇〕

16番（木村 一彦君） おはようございます。日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、当局におかれましては、簡潔で誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず最初に、小郡駅の駅名変更について質問いたします。

この問題については、さきの6月議会の一般質問でも取り上げましたが、その後JRは秋のダイヤ改正と絡めて「新山口駅」の宣伝をテレビなどを通じて大々的に行っております。

しかし、地元小郡町ではいまだに反対が多く、「100年の歴史を持つ小郡の駅名を「のぞみ」停車と取り引きするな」「住民合意がないままの町長の独断専行は許せない」という声が聞かれております。防府市民にとっても、この問題は人ごとではありません。巷間伝えられるところによりますと、駅名変更に伴う巨額の費用負担を求められているというからであります。一方、同じく「のぞみ」が停車することになる徳山駅に関しては、そうした話は聞きません。なぜ、小郡駅側からのみ、そのような要求がなされるのか。両方の駅を利用する防府市民にとっては納得がいかない話であります。

そこでお尋ねいたします。第1に、駅名変更に伴う費用負担の要請は実際にあるのか。どこがそれを要請しているのか。その額は幾らなのか。防府市としては、こうした要請に対してどういう態度で臨むのかということであります。

第2に、そもそも駅名変更はJR側から出た要求なのか。それとも小郡町、あるいは山口県、あるいは2市4町側から出た要求なのか。

第3に、「のぞみ」の停車本数は小郡駅、すなわち「新山口駅」と徳山駅それぞれ何本となるのか。同じく「ひかり」はどうなるのか。

第4に、これらの動きは、県央部の合併と関連があると思われるか否か。端的にお答え願いたいと思います。

次に、県央部の合併について質問いたします。最初に合併後の財政見通しについてお尋ねいたします。

去る8月11日に開かれた第1回新市建設計画検討小委員会で、合併後20年間の財政シミュレーションが発表されました。これは全国多くの合併協議会が10年間のシミュレーションしか作成していない状況の中で、20年間の見通しをつくったという点で、かねてから私どもが要望してきたことにもこたえるものでありまして、大いに評価できるものと考えます。

また、その手法も歳入歳出全項目にわたって推計基準を設定し、それに基づいて計算するという詳細なもので、他の多くが類似団体からの類推という、いわば荒っぽいやり方をとっていることと比べれば、相当緻密なものと言えます。

そこで、その内容ですが、合併後最初の10年間は普通交付税の算定替えや国・県からの財政支援措置によって、合併しない場合と比べると確かに財政は若干好転するようになっています。しかし、さまざまな優遇措置が終わり、合併特例債の償還が大きくなる10

年後以降はやはり財政を悪化し、財政赤字も膨らんでくることが明らかになっております。

合併の最大の目的の1つに地方自治体の財政基盤の強化が挙げられているわけですが、目先の10年間はともかく、何10年先という将来を展望した場合、これは財政基盤の強化どころか、逆に財政基盤を弱めることになりはしないか。この点についての当局の御見解を伺いたいと思います。

次に、中核市移行の問題についてお尋ねいたします。

さきに発表された新市将来構想案では、中核市への移行による行政能力の向上がうたわれております。このことについては、8月28日に開かれた第7回合併協議会でも大いに議論になったところであります。人口30万以上になれば、当然中核市への移行が予想されます。しかし、中核市となった場合、さまざまな事務事業の増大など新たな問題が発生してまいります。問題は単純ではありません。このことについての当局の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

次に、住民にとって最も関心が深い、サービスは高く負担は低くということについてお尋ねいたします。

これまで、7回の協議の中で、既に約160項目の協議事項について調整がなされております。しかし、その内容を子細に見ると、市民にとって必ずしも、サービスは高く負担は低くとはなっていないように思われます。調整済みの協議事項の中で、一体どれぐらいが高サービス、低負担になっているのか。逆に、サービス低下、あるいは負担増になっているものはどのぐらいあるのか。また、他の市町との調整によって、新たな財政負担も当然生まれてきますが、現在までのところ、その額は幾らぐらいになっているのか、教えてくださいたいと思います。

次に、新市の事務所の位置についてお尋ねいたします。

これまでの協議の中で、新市の事務所については、総合支所方式を基本とし、一部分庁方式も視野に入れて検討する、こういうふうになっております。総合支所方式を基本にした場合、既存の庁舎を活用することが前提となり、その中で本庁機能をどこに持ってくるかが現在各市町の間で議論の中心となっております。

一方、協議会の委員の間には、総合支所は効率化と相反するのではないか。未来永劫総合支所方式が続くのかといった議論もくすぶっておりまして、当面は総合支所方式をとるにしても、将来は本庁方式へ移行すべきとの意図も見え隠れしております。

松浦市長はさきに本庁は防府市がふさわしい旨の発言をされておりますが、それは現在の総合支所方式を想定したもとでのことなのか、それとも将来全体の組織機構が再編され、新たな本庁舎建設が課題になったもとでもそうなのか、お答えを願いたいと思います。

最後に、新市建設計画と防府市の第3次総合計画との関連についてお尋ねいたします。

合併協議会の新市将来構想案では、合併後のまちづくりは、各市町の基本計画を尊重しながら進めていくとなっております。しかし、2市4町の基本計画をそのまま寄せ集めただけでは新市のまちづくりは成功いたしません。当然各市町の基本計画は一定部分手直し、あるいは削られる部分が出てくると思います。

そこで、防府市が現在目指しているまちづくりの基本計画と新市の建設計画との間に、大きな隔たりが出てくることはないのか。このことが関係各方面から懸念されております。この点についての当局の御見解をお聞かせください。

また、合併の目玉として合併特例債による合併特例事業が挙げられていますが、この面では防府市にとってどのような恩恵が考えられるのか、お答え願いたいと思います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（中司 実君） 16番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは県央部の合併についての御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、山口県央部合併協議会も先月末で第7回を数え、協議も本格的になってまいりました。

新市の名称候補選定小委員会を初め、4つの小委員会も精力的に開催されております。それでは、まず御質問の中から、合併後の財政見通しについての御質問にお答えいたします。

さきの新市建設計画検討小委員会で公表された財政シミュレーションを見る限り、2市4町の合併は財政基盤を弱めることになるのではとお尋ねでございますが、公表された新市の財政推計を見ますと、合併後最初の10年間においては、国・県の支援措置等により収支は好転するものの、後期10年間においては普通交付税の段階的削減等の影響により、歳出が歳入を上回る推計がなされているところでございます。

このことから、合併することによってかえって財政を悪化してしまうのではとの御懸念でございますが、前期10年間において従来通常債で実施していた事業の一部を有利な合併特例債に振り替え、事業の年度間調整を行うことによりまして、一般財源や将来の償還額をふやすことなく、地域振興につながる都市基盤整備を進めることができるものであります。

そして、財政シミュレーションには反映されておりませんが、そのことにより、その後の歳出削減効果や税収の増加、地域経済の活性化につながっていくと考えられるところであります。

このたびの財政シミュレーションは前期における国・県からの支援措置や合併特例債の有効活用、人件費の削減効果、さらには合併によるスケールメリットを後期に生かすことが財政基盤の強化につながっていき、安定的な財政運営が可能になってくることを示したものと御理解いただきたいと存じます。

次に、中核市への移行についての御質問でございますが、御承知のとおり、中核市制度の要件は人口が30万人以上であり、新市が誕生した場合、この指定要件には該当いたします。しかし、議員御指摘のとおり、中核市へ移行いたしますと、福祉、保健衛生、都市計画、環境等の幅広い分野での事務権限が県から移譲され、住民に身近なところでこれまで以上にきめ細かい施策の展開が可能となる反面、それに伴う組織や財源等の手当が必要になります。

私といたしましては、この中核市への指定申請につきましては、新市として判断されるべきものと考えております。

次に、協議事項についての御質問ですが、これまで7回の協議で調整された159の事務事業のうち、防府市民にとって現行のサービス水準を維持するものが110件、高サービス低負担になるものが22件、そうでないものが7件、防府市に直接影響のないものが20件となっており、まだ今後協議されるものがございますが、全体で見れば、防府市民にとってよい方向だと考えているところでございます。

また、調整に伴う新たな財政負担でございますが、現在までの調整案では使用料、手数料等で歳入の減が約4,000万。補助金、交付金等や保健・医療・福祉事業等の歳出増が約1億3,000万円となっていることが事務局から示されているところでございます。また、このような事務事業等の格差是正に係る費用につきましては、合併直後の臨時的経費への対応として、交付税措置がされることとなっております。

次に、新市の事務所の位置についての御質問ですが、総合支所方式を基本とすることが小委員会で確認され、現在は本庁の機能のあり方について協議がされております。

前回の小委員会では、本庁機能の職員数と総合支所の職務権限等が協議されましたが、今後小委員会の中で本当にここならよいと思われるところが協議されることとなっておりますので、その中で防府市の立場を主張してまいりたいと考えております。

なお、将来全体の組織機構が再編成され、新たな本庁舎建設が課題になったらどうかということにつきましては、これまた新市において検討すべきことと存じます。

次に、新市建設計画と防府市の第3次総合計画との関連についての御質問でございますが、新市建設計画は、御承知のように、山口県央部合併協議会に示されております新市将来構想をもとに、小委員会で検討されることとなっております。

また、新市将来構想につきましては、2市4町の住民の皆さんに御参加いただいた県央中核都市づくりワークショップや各種団体の意見を取り入れた県央中核都市建設報告書をベースに協議会での意見を反映し、策定されたものでございます。

このことから新市建設計画は各市町の総合計画を尊重しながらも、新市を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心としたものになると理解しております。

しかし、御質問の防府市の第3次総合計画の事業につきましては、新市のまちづくり計画の中で位置づけた場合、今までの規模より大きくなるもの、前倒しで実施できるようになるもの、あるいは重複するため調整されるもの等さまざまなことが考えられますが、現在の計画よりさらに住民サービスが向上され、合併の効果があらわれるよう協議の中で主張してまいりたいと存じます。

また、合併の目玉としての合併特例債事業につきましては、これから小委員会で検討されることとなりますが、2市4町の地域間交流の促進と新市としての連帯感と申しますか、一体感が醸成されるような事業を検討していく必要があると考えております。

残りの御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） それでは、まず最初の合併財政シミュレーションについて再質問をさせていただきます。

今、市長、言われましたが、このシミュレーションを見ますと、合併しなかった場合、つまり2市4町の単独推計を合算した場合と、合併した場合の推計を比べますと、合併した場合の推計は、歳入歳出とも10年後から20年後には、合併しない場合と比べて額が少なくなっております。

これは一面から見れば、いわゆる行政改革の効果があらわれているということも言えるかもしれません。しかし、市民の立場から見ると歳出額が合併しない場合と比べると少ないということは、とりもなおさず住民一人ひとりに対する公共サービス、支出が少なくなるということでもあります。これはいわばサービス低下を来すということの財政的な裏づけにもなっているんじゃないかというふうにも思います。この点について、一つはお考えをお聞かせいただきたい。

それから、これはあくまで推計ですから、こうなると決まったわけじゃありませんけれども、一つの傾向として、合併しない場合の20年後の赤字幅、これは18億2,000万円、こういうふうには推計されております。しかし、合併した場合は、赤字幅が21億とかなり大きくなる推計がされております。こういう面でも財政基盤強化には必ずしもなら

ないというふうに私は思いますが、この点についてのお考えもお聞かせいただきたい。

さらに、3点目ですが、地方交付税を合併した場合としない場合と比べますと、あくまで20年後ですが、合併しない場合は、地方交付税が289億6,000万円と推計されております。合併した場合は、地方交付税が248億8,000万円と推計されております。約40億の差が20年後には交付税でも出てくる。交付税も少なくなる。こういう推計も出ております。

それから、投資的経費ですが、これも合併しない場合は20年後には17.2%を占めることになっていきますが、合併した場合は17.7%、若干であります。投資的経費の比重はふえる、こういう推計がされております。

これはどういうことを意味しているかということ、国から来る地方交付税は合併しない場合と比べて少なくなるが、いわゆる公共事業に使う投資的経費、これの比重は大きくなる。これは財政の健全化という点から見ると問題があるのではないかというふうにも、私、思います。

とりあえず、以上3点のことをお考えだけで結構ですが、詳しい数字その他はいいですけども、お答え願いたいと思います。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 基本的な部分は私から答弁させていただきます。小さいところは財務部長から答弁いたさせますが、私は、議員よくおわかりになっていらっしゃるんです。これがまさに合併の効果でありまして、すなわち義務的な経費が20年後には大幅に減少していくであろうというシミュレートされた数字が出てきているのではないかと。そのことが歳入歳出ともに減ってくるから、住民1人当たりのサービスの低下につながっているのではないかとというのは、私は全くお考え違いのところではないかなというふうにも、まず考えているわけであります。

合併しない場合の赤字幅、そして合併した場合の赤字幅、合併した場合の方が多くなるではないか。あるいはまた交付税の問題も合併しない場合の方が多くて、合併した場合は少なくなっているのではないかと。これは当然のことでございます。そういうふうな、よりスリムな、より効率のいい行政を築き上げていくという大きな命題、大儀のもとに、今、この大事業に、私どもは取り組んでいるわけございまして、そのことに深い御理解をいただいているものと私は御質問の中から感じた次第でございます。

よろしくお願いいたします

議長（中司 実君） 財務部長。

財務部長（中村 隆君） それでは、今、4点ほど御質問があったかと思いますが、

それぞれについてお答えをさせていただきたいというふうに思っています。

まず、シミュレーションの状況を見ると、交付税が、合併した場合と、それから単独の場合、全体の傾向が低くなっておるんじゃないかなというふうなことが第1問目の質問であったかなというふうに思っておりますが、これは10年目で、いわゆる人件費が132億減少するというをまず示しております。したがって、10年目におきましては、人件費が一番最低の状況になるわけでございますね。これは歳出で割ります。

それから、公債費、これはいわゆる合併特例債を当初投入をいたしますが、合併特例債は10年間という非常に短い償還期間でございますが、それも財政状況が当初、国等の支援、それから合併補正等々、もしくは人件費の減等が10年目付近に集中して効果があらわれてまいりますので、そのあたりで集中して償還をしようということになりますので、公債費そのものは10年目以降については下がってくるという状況になってまいります。

もしくは、歳入の件でございますけれども、歳入は交付税が算定替えて15年目以降については通常の本算定の状況に戻ってまいりますので、歳入歳出ともに額そのものは、いわゆる予算規模そのものは落ちてくるという状況になるわけでございます。これが1点目の御質問であったかなというふうに思っております。

次に、傾向として全体の歳入歳出の収支差についての御質問であったかなと思うんですけれども、これは単独で計算した場合、10年目では182億6,000万円の累積の赤字、収支差が出てまいります。これを合併で計算いたしますと、11億8,000万円ということでございますので、この差は10年目で194億4,000万円というふうな推計をシミュレーションの中では出しております。

さらに20年後を見ますと、単独のケースでは304億5,000万円ということでございまして、合併のケースでは147億3,000万円と、多少収支差については縮んでまいりますけれども、157億2,000万円ということでございまして、その合併のケースで21億少なくなるということについて、ちょっと理解しがたいんでございますけれども、全体の傾向としてはそのようになってまいりますので、単独で財政を推計するよりは、合併をした方が財政的に好転をするということは、このシミュレーションの中で示されておるところでございます。

それから、3点目の地方交付税でございますけれども、20年後にはこれがだんだんと少なくなってくるというふうなことをおっしゃっておられたと思いますが、これは15年たちますと算定替えがすべて終了いたしますことにより、一本化算定ということによる影響でございますが、交付税そのものは下がってくるというふうに推計をいたしております。

最後の御質問でございますが、投資的経費が全体の予算に比べてパーセンテージが上が

っておるんじゃないかなということですが、これは予算全体に対する投資的経費ということございまして、算定の基礎数値の中でも、全体を例えば防府市でありますと80億、山口でありますと85億というふうに推定をいたしておりますので、20年後についても投資的経費そのものについては額として変わっておりません。その分母となります予算が減少をいたしておりますので、これは最初に御説明したとおりでございまして、歳入歳出ともに予算が下がっております。したがって、パーセンテージはふえておるということでございます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 今の御答弁の中で、義務的経費が削減される。また、財務部長の御答弁も人件費の削減が非常に効果が出てくるということをおっしゃいました。これに関しては次の中核市の問題と絡んできますので、一応これはここで置いておきまして、中核市への移行についての質問に移らせていただきます。

市長は中核市に移行するかどうかは新市として判断されるべき問題だというふうにお答えになりました。確かにそのとおりであります。しかし、今、全国の状況はどうなっておるかといいますと、今、全国679市の中で人口30万以上の市は65市でございます。そのうち政令市が14市あります。それから、人口30万ではあるが、中核市のもう一つの要件である面積100平方キロメートル以上、この要件を満たしていない市が14市あります。合わせて28市。65市から28市を引きますと、37市が中核市の要件を満たしているということになります。現在、中核市に移行している市、または中核市の移行を現在目指している市は36市あります。つまり、ほとんどが中核市に移行しているということになります。そしてまた、壇上でも言いましたように、新市の構想でもこの中核市に移行するということがうたっております。ですから、中核市に移行することは、時期の問題はさておき間違いない流れだろうと思います。

そうしますと、中核市に移行すれば、先ほど市長の御答弁にもありましたように、たくさん事務がおりてまいります。保健所が処理する事務、これもたくさんありまして、伝染病予防法に基づく事務とか、食品衛生法に基づく事務、興行場法、旅館業法及び公衆浴場法に基づく事務とか、その他たくさんありまして、これらがすべて市に権限移譲されておりまいります。また、民生行政に関する事務として、身体障害者手帳の交付とか、母子相談員の設置とか、養護老人ホームの設置・認可・監督とかその他あります。また、都市計画等に関する事務としては、市街化区域または市街化調整区域内の開発行為の許可初め土地区画整理組合の設立の認可、宅地造成の規制区域内における宅地造成行為の許可

等々。それから、環境保全行政に関する事務として、ばい煙発生施設、一般粉塵発生施設の設置の届け出とか、騒音を規制する地域、規制基準の指定等々、たくさんの事務がおりてまいります。

そうした場合に、この先ほどのシミュレーションにもかえりませぬけれども、このシミュレーションは実は、先ほど御答弁もありましたかも知れませんが、10年間で一般行政職員を250人削減するということが前提にあつてつくられております。そして、その削減効果が130億、こうなっております。しかし、もし30万以上になつて中核市になつた場合、この250人の削減が本当に可能かどうか、この辺についてお答えを願ひたいと思ひます。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） まず、冒頭、基本的なところでございませぬので申し上げておきたいと思ひますが、中核市最初にありきのようなお考えでの御質問ではないかなというふうには思つてお聞きしております。

私は、少なくとも法定合併協議会の中において、合併の効果として中核市というものを一番最初に取り上げてくるということはおかしいではないかということをお主張してきたことは御存じのとおりでございます。そして、ランクもずっと下がつて、一番最後に合併の効果としては、中核市への移行も可能になつてくるというような形の中で、将来構想の中になつておられるのではないかと思ひわけでありませぬ。

そういう考え方から入つてまいりますと、議員は最初にもう中核市になることは間違ひのない流れだと、こういうふうには頭から決めつけておられるわけで、そうならば、それは確かに10年間で250人を減らすという当初の構想も200人ぐらいに減るかも知れませぬし、250人も減らせないね、150人ぐらいしか減らせないねというようなことにもなつてくるかも知れませぬ。

でも、私が今の段階では中核市に、確かに合併の効果が出てきたな。県央部においてしっかりした足腰の強い都市ができつつあるな。次なる目標を掲げて頑張るかという段階のときに、中核市という問題が出てくるのであり、またそういう状況のときには、恐らく上部団体である都道府県というものも法整備もされてくるかも知れませぬ。合併に関する法律とか、あるいは道州制の展望も今以上に開けてくるようになるかも知れませぬ。

そういうふうな大きな時代の流れの中で、そこを間違へることなく、かじを切つていくことがその時代を頑張られる方々の仕事ではないか、こういうふうには思つておられるところでございます。

どうか、その辺を御理解をいただきたいと、このように思つておられるところでございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） ちょっと確認ですけれども、私の法的な面での勉強が足りませんので確認したいんですが、30万以上になっても中核市への移行はしなくても制度的には済むんですか。その辺、ちょっとお答え願いたいと思います。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） お答えします。しなくても済むとかいうのではなくて、中核市の指定申請につきましては、それぞれの市の議会の議決を経て、そして県の議決を経て、総務省に申請することございまして、30万人あるから、いきなり総務省がこれは中核市ですよと指定するものではございません。おのおの地方自治体が議会に諮った上で、中核市への申請をするという手順を踏みますので、中核市の移行はその自治体が考えて申請をするということとなります。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 市長が中核市への移行については慎重な姿勢を示しておられることは、私も合併協議会に傍聴に行っておりますので、よく承知しております。

そういう点では、それなりの努力をされていると思うんですが、ただ、それではこの問題に関して、ちょっと次のことを申し上げますと、中核市に仮に移行しなかったとしても、今、山口県は権限移譲推進プログラムというものを行政改革の中で打ち出しております、町村合併の進展を踏まえて、現行の権限移譲メニュー方式よりもさらに合併の効果が発揮でき、市町村への権限移譲が一層進むような新たな制度の創設を、今、検討中だと。今年度中には一定の方針を出すということをおっしゃっております。

その中身は、市町村合併の進展に即した新たな権限移譲制度として、住民に身近なまちづくりや福祉等の行政分野ごとの各種権限を一まとめにして移譲する制度をつくる、これが1つ。

それから2つ目に、現行の規模よりも大きい団体、つまりこの場合は中核市、あるいは政令市、こういうことですが、現行の規模よりも大きい団体の権限を一括移譲する制度を創設する。このことを、今、検討し、進めていると平成15年度の山口県の行政改革という方針に出ております。

そして、これを裏づけるように、ことし2月の県議会の一般質問では、ある議員の質問に答えて、地域振興部長がこのように答えております。現在、権限移譲の中身が、「全体で48法令54事務とはなっておるが、これに加えて、合併による行財政能力の向上によりまして、処理が可能となると思われる事務など、移譲対象事務の拡大について、現

在、庁内で検討を進めているところでございます。福祉やまちづくりなど、行政分野ごとの各種権限を一まとめのパッケージとして移譲する仕組みやその他を今、検討しておいて、おおむね1年をめどに成果を得たい」、こういうふうに地域振興部長さんが答弁されております。

ですから、中核市になる、ならないにかかわらず、山口県は相当大幅な権限移譲を合併自治体に対して考えておる、現在その作業を進めているということでもあります。

ですから、いずれにしる、合併すれば、現在の2市4町の事務以上の大変な事務が移譲されるということは十分予想されるわけですね。

そういう意味でも、私は先ほどの財政シミュレーションの根底の一つになっている人件費の削減、これはなかなか難しいいんではなかろうかというふうにも思っております。その辺についての御答弁、お願いいたします

議長（中司 実君） 助役。

助役（土井 章君） まず、市長が中核市の選択について慎重な態度をとって、それは評価するということですが、市長、何も慎重になっているわけじゃなくて、ちゃんと整理をして、要するに今の状態で何が不自由なのか、中核市になって権限を移譲されれば、何が市民にとってプラスになるのか、あるいは費用だけがふえるのかと、そういうことを総合的に判断をして、新市の市長が判断をすべきであるというふうに言っているところでございます。その辺は御理解をいただきたい。何も食わず嫌いということではない。逆に言えば、ダボハゼのごとくとりつく必要もないということでございます。

それから、県の行革云々ですけれども、行革はすべて国も県も市も常に考えていかなきゃならない。できるだけ人件費等を節約しながら、市民が本当に望んでおる事業等に振り分けていく義務が為政者としてはあろうかと思えます。

県からの業務が市に移行される、それまた住民に近い仕事は住民でということも一つの方策と思いますが、その場合は、財源も一緒についてくる。そのことが大前提になってくると思えます。ただ単純に仕事だけが市町村におりて、財源は自分の懐の中で処理をなささいということにはならないと思えますし、もしそういうことが考えられておるならば、市長会等も通じて積極的な動きをしていかなきゃならないというふうに思っております。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） この人件費の問題は私どもの考えとはかなり違う見通しを持っておられるようですので、これからも議論を続けていきたいというふうに思います。

続いて、サービスは高く、負担は低くという問題で再質問させていただきます。

今、御答弁ありましたように、防府市民にとって現状維持が160件のうち110件、

約70%ですね、変わらない。それから、いわばよくなるというのが22件、悪くなるというのが7件、その他、影響なしが20件、こういうことでありました。

全体総じて見ると、若干よくなるかなと、22と7の比較ぐらいで、22引く7ですから、15件ぐらいはプラマイで少しよくなると。しかし、大筋は余り変わらないというのが今までの調整項目の中身だろうと思います。

しかしながら、今までの調整の中で出てきた問題点、例えば防府市が独自で行っている、昨日も一般質問でありましたけれども、不燃ごみの自主搬入に対する補助金、これは全国でも珍しい制度だそうでありまして、ごみ問題に対する市民の意識を高揚するという点では大変意義がある、こういうふうに御答弁もあったと思います。私の地元の自治会でも毎月やっております。

これは調整項目の中では事業の継続については今後検討すると、こうなっているんです。それは中身の解釈はいろいろあるでしょうが、事と次第によっては打ち切られるというか、廃止されるおそれも片方ではある。

また、防府市が独自で行っている、これも珍しい、いい制度ですが、防府市の葬祭業務、これは今後サービスのあり方の検討を要すると、こういうふうに調整の中でなっております。いってみれば、防府市が独自でやっているいい制度、ユニークな制度ですね、こういうものが事と次第によっては切り捨てられる傾向にあるおそれがあるということが非常に懸念されます。

それから、もう一つは今は継続協議で調整が成立しておりませんが、国民健康保険の調整に当たって、一般会計からいわゆるルール外の繰り入れをやるということが、今、提起されております。従来防府市としては、基本姿勢としてそういうことはやるべきでないということをたびたびいろんな場所で答弁されてきました。基本姿勢を大幅に変えることにもなりはしないかというふうにも思います。この辺についての御答弁をお願いします。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 個々のことにつきましては、また財務部長なり担当の部長が申し添えるかもわかりませんが、当然なんです。要するに、今まで違うことを営んでいた者同士が一緒になるわけですから、だからあなたのところではこういうことをやっていた、この制度をこういうふうなやり方はやめようね、うちの方のこっちの制度はこういうことをやっていたけれども、これはやめましょうねとかというような話をやっぱりして、例えば普通の人同士が結婚する場合でも、会社同士が一緒に合併していく場合でも、自治体同士が一緒になっていく場合でも、私は当然あり得るだろうと思います。

問題はそこからなんです。そうすることによって、ですから議員が言われるような、防

府市独自のメニュー、防府市のユニークな制度というものがなくなったことによって、もとの防府市民の方々のサービスが低下してしまった。あるいは大変な混乱が起こってしまった、これはいけません。私は基本的な考え方を、今、申し上げているわけで、うちはパンを朝御飯で食べていた、うちは御飯、お米を食べていた。一緒になって、どっちにしようかとなったときに、どっかになる。どっちかになっていかなきゃむだなんですから。

でも、おなかをすかせて、朝から何も食べていないよというような状態には断じてなってはならないというような感覚で、私はこの合併というものは考えていただきたいと、こんなふうにいるところでございます。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 個別の御指摘がございました、不燃物の自主搬入、あるいは葬儀業務でございますが、事務方では分科会、あるいは専門部会を開催しまして、幹事会上がってくるわけでございます。この2つの業務につきましては、例えば専門部会で協議をされましても、我が防府市だけの制度でございます、1市4町の方になかなか理解が得られない。大変いいサービスだと思いますけれども、そのあたりで幹事会上がった原案では、例えば廃止とか見直しとかいうのが上がってくるわけでございますが、そこは防府市のサービス、あるいはそのサービスを混乱させてはいけないということで、いわゆる協定項目にはおのおのの字句が入りまして、防府市のサービスが存続できる方策を入れた上で法定協に出しているところでございます。

ですから、このあたりは防府のサービスが残る方策を幹事会で入れさせていただいて、その上で法定協に出しているという状況ですので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 16番。

16番（木村 一彦君） 時間がないので、後ははしよりますが、ただ1点、新市の事務所の問題では、昨日の同僚議員の一般質問に対する御答弁では、市長もやがては今の総合支所方式というのは、当面ソフトランディングするための一つの方式だというふうな趣旨のことを言われました。将来は本庁方式ということが課題に上ってくることは避けられないと思います。

そうした場合にどういうことが起こるかという、私が言うまでもないんですが、もし本庁が防府市以外のところに行った場合には、大変な現防府市地域の地盤沈下が起こりません。

東京・あきる野市では、「秋川市と五日市町が合併して7年。五日市の変化を最近とみに身にしみて感じられるようになった。NTT、東電、郵便局などが移転。新庁舎の完成

後はほとんどの市の機能が引っ越していった。商店が1つまた1つシャッターをおろし、人通りもめっきり減った。そして2003年3月末で都立勤労福祉会館といこいの家阿伎留荘が閉鎖となった」、これは「もりみよこ」という人が「市民がつくった合併問題を考える白書」というので書いております。このようなことにもなるわけでありまして、ぜひとも市長も今までもやっておられますけれども、防府市以外のところへいくというようなことがないように、その辺についてのお考えをちょっと、一言で結構ですが。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は、この30年、40年のスパンの中で防府市は悲哀を味わって続けていると思っております。工場群がしっかり立地していただいておりますが、かつては防府市にNHKがございました。ついこの間まではNTTもあったわけです。みんななくなった。もうすぐ労働基準監督署も統合されるんです。防府市になくなります。そういうふうな状態に防府市がなってきた30年、50年のそれを同じ轍を踏むわけにはいかない。そのためには、今、ここで頑張って、県都の一角を占めて、そしてかつての勢いを取り戻すと。そういう意気込みの中でこの合併の問題に入ってきているわけで、だから地域間競争に打ち勝つためにやらなきゃいけないんですということを私は申し上げているわけでございます。

16番（木村 一彦君） この項目は終わります。

議長（中司 実君） 以上で、2の県央部の合併について終わります。

次に、1の小郡駅の駅名変更についての答弁を求めます。総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 小郡駅の駅名変更について担当しております総務部から回答させていただきます。

まず、小郡駅の駅名変更の経緯につきましては、さきの6月議会でもお答えいたしました。小郡駅への「のぞみ」停車の要望の過程の中で、JR西日本から山口県を通じ、全国的にわかりやすい駅名にとの提案があり、岩城小郡町長が駅名を「新山口駅」に変更することを決断されたと承っております。その後、7月30日にJR西日本によるダイヤ改正の発表があり、「新山口駅」への「のぞみ」停車が明らかになりました。

駅名変更に伴う経費負担につきましては、2市4町で組織する山口県央部JR鉄道関連施設整備推進協議会の中で、JR西日本から山口県に対して約4億2,800万円の2分の1の2億1,400万円を地元で負担してほしい旨の提示があったこと、またこれを受け、山口県から小郡町に早急な対応を検討するよう要請があったこと等の報告を小郡町から受けたところでございます。

また、その際、小郡駅への「のぞみ」停車を山口県と県央の2市4町による連名で要望

してきた経緯から、この協議会の中で費用負担等について協議していきたいとの提案を受けたところでございます。

防府市といたしましては、「のぞみ」の小郡駅停車につきましては、県全体の活性化につながるという広い見地から協力したわけございまして、今後、観光、経済や文化面での交流が一層促進され、山口県全体の活性化に大きく貢献することから、地元負担金の山口県の負担割合を多くすることや2市4町だけでなく、負担市町の範囲を広げること、あるいは防府市民は徳山駅を利用することも多いことから、負担割合を少なくすること等を主張しておりますが、現在協議は継続中でございます。

ダイヤ改正による「のぞみ」の停車本数はJR西日本の発表によりますと、「新山口駅」では上下各6本の計12本、徳山駅では上下各2本の4本でございます。従来の東京行き「ひかり」は「のぞみ」に置きかわりますが、東京行きの本数全体としてはこれまでよりふえることになると聞いております。なお、「新山口駅」の「のぞみ」停車は防府市を含めた県央部及び山口県全体の活性化につながると思っておりますが、合併協議とは別問題と考えております。

以上でございます

議長（中司 実君） 16番。余り時間ありませんので。

16番（木村 一彦君） いよいよ時間がなくなりました。JRの都合で駅名を変えろというなら、地元が負担するというのは不当な要求だと私は思います。それから、合併問題との絡みですが、これまで今の県央2市4町の合併に先行する形で山口、小郡の合併の動きがずっと続いてまいりました。その背景には、山口市が南の玄関口としての小郡駅を獲得したがっていたということは周知の事実であります。

今回も、そういう意味では合併絡みの動きであることは私は間違いないことだと思っております。なぜならば、新市の名称はまだ決まっておりませんが、あたかも新市の名称が山口駅になるだろうというようなことを想定した駅名ではなかろうか。これが仮に新市の名称が防府市となった場合に、防府市にある新幹線の駅が「新山口駅」となるのはいかにもおかしいことでありまして、私はそういう意味での合併との関連があるし、そういう点で防府市がこれを負担するというのは、本当に心外であります。ということをおきまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（中司 実君） 以上で、16番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、5番、山本議員。

〔5番 山本 久江君 登壇〕

5番(山本 久江君) おはようございます。日本共産党の山本久江でございます。通告の順に従いまして一般質問を行いますので、執行部におかれましては、積極的な御回答がいただけますように、よろしく願いをいたします。

まず質問の第1は、住民基本台帳ネットワークシステム、住基ネットについてお尋ねをいたします。

全国の市区町村を回線で結んで、個人情報を送受信する住民基本台帳ネットワークシステム、住基ネットが先月25日から本格稼働、2次稼働ですけれども、いたしました。昨年8月から始まりました本人確認に加えて、住民票の写しが全国どこでも手に入り、希望者に発行される住基カード、これを使ったサービスも始まったわけですけれども、全国の自治体の対応は異なっております。

住基ネットは全国民に11桁の番号をつけ、市区町村をコンピューター網でつないで、氏名や住所、それから生年月日など住民票情報を利用いたしますが、各種の届け出に必要な住民票の添付などが不要になる一方で、情報漏えいや不当使用、それから一元的な情報管理につながる危険性があるといたしまして、事実上の離脱を打ち出した自治体もございます。

福島県矢祭町や東京都国立市が不参加を継続、また区民選択制を掲げた東京都杉並区は当面参加せず、報道によりますと計6市区町のデータは不完全なままな状態です。また、長野県の本人確認情報保護審議会、これは5月、当面の離脱を提言をいたしました。田中知事は事実上の離脱を打ち出しております。また、運用の中止を求める住民訴訟も今回で6次に及んでおります。

こうした中で、防府市は当初から住基ネットに参加いたしておりますけれども、市の住基ネットに対する、まず基本的な見解をお尋ねをいたします。また、離脱した自治体が、「個人情報の管理者として安全性を確認できない」、東京都の国立市長はこう述べておられますけれども、安全性を確認できない、こうなっておりますが、安全性の確保という点では市ではどのようにお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、質問の第2点目、小・中学校給食基本計画についてお尋ねをいたします。

小・中学校給食基本計画がことし3月に策定をされました。私どもは繰り返し学校給食は重要な教育活動の1つだとして、自校方式の給食をと要望してまいりましたけれども、調理、洗浄、配送部門を民間委託とするセンター方式とすることが盛り込まれました。その基本方針は計画の中では次のようになっております。

学校給食の意義や目的、安全性を確保しながら、さらに給食業務の効率化や費用対効果にも十分配慮をし、今後も引き続き市内すべての小学校において完全給食を実施します。

したがって、今後はより効率的な給食業務を実施するため、自校直営方式から給食調理員の退職状況を勘案しながら、順次計画的に調理、洗浄、配送部門を民間委託とする共同調理場（センター）への移行を推進します。なお、現行の給食施設は築後相当の年数を経過し、老朽化や衛生面からドライ方式への改修が必要ですが、共同調理場へ移行するまでの間は衛生管理をより一層徹底することにより、当該施設の利用を図ることとします。これが基本計画の中の基本方針でございます。

そして、この計画では、中学校給食の実施時期は平成17年度、2005年度から実施の予定と計画されました。ところが、今回その実施時期が平成18年2006年度及び平成19年2007年度に変更されることになりました。短期間にこのような整備計画の変更がなぜ行われたのか、その理由につきまして、また経過につきましてお尋ねをいたします。

その上で、基本計画の内容について質問をいたします。

この計画では、センターは市域を東西に二分し、東Aブロックに小学校給食棟を2棟、中学校給食棟1棟、また西Bブロックに中・小それぞれ1棟ずつ建設される計画となっております。

1棟の調理規模は2,500食程度とされておりますが、このように東西にセンター配置をしていく計画としたその経緯について、またその理由について御答弁をお願いをいたします。昨日の質問とも重複する部分がありますけれども、この点、よろしくお尋ねをいたします。

また、この計画実施に当たって、その費用をどの程度検討されているのかもお尋ねをいたします。

ほかの内容につきましては、自席より質問をさせていただきますけれども、給食の件、よろしくお尋ねをいたします。

それから、質問の3点目です。老人医療につきましてお尋ねをいたします。

高額医療費の償還払いについてでございます。昨年10月から老人医療費窓口負担の変更によって、高額医療費制度が導入されました。しかし、高齢者にとりまして、手続方法が大変複雑で、償還払い制度そのものがわかりにくいという、こういう点から、全国的に医療費の払い戻しを受けられる高齢者の多くが、必要な手続をしていない状況が生まれております。

以前は御承知のように、医療機関で上限額以上に払う必要がありませんでした。しかし、新制度で一時的に患者の医療費負担がふえまして、報道によりますと、青森県では治療中断で高齢者が亡くなるというような例さえ生まれております。

こうした中で、高齢者が一部負担金の限度額を超えた場合に、全額償還されるようにと、例えば名古屋市、あるいは県内でも10月から周南市が高齢者全員に事前申請書類を送付することを決めております。

高齢者は複数の医療機関で受診することが多いために、1つの医療機関の窓口で高額医療費の、この制度の対象かどうか、なかなか把握ができません。市がすべての高齢者に事前申請を進めるようにしていただきたいと思いますが、その点いかがでございましょうか。検討していただけますように、よろしく願いをいたします。

以上、3点にわたりまして、質問をさせていただきましたけれども、前向きな御回答がいただけますように、よろしく願いをいたします。

議長（中司 実君） 5番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは住民基本台帳ネットワークシステムについての御質問にお答えいたします。

まず、市の基本的見解についてでございますが、平成11年8月に住民基本台帳の一部を改正する法律が公布され、住民サービスの向上と行政事務の簡素化及び効率化を目的とする住民基本台帳ネットワークシステムの趣旨に沿い、県の指導のもと、本市におきましても平成13年6月からシステム開発に取り組み、平成14年8月5日の全国一斉の第1次稼働においては、住民票コードの通知と行政機関への本人情報の提供による恩給、共済年金等の現況届けの提出の省略、平成15年8月25日からの第2次稼働では、住民票の広域交付と転出入の手續の簡素化、そして住民基本台帳カードの発行を行うこととなりました。

今後もデジタルネットワーク社会の急速な進展の中で、住民負担の軽減、住民サービスの向上、国・地方を通じた行政改革のため、行政の高度情報化の推進が不可欠であり、法律に基づく手續を進めてまいります。

次に、安全性の確保でございますが、個人情報の管理・保護のためには防府市住民基本台帳ネットワーク運用管理要綱、防府市電子計算組織により処理する個人情報の保護に関する条例を定め、適正な取り扱いを行ってまいりましたが、さらにこの9月定例市議会に上程しております防府市個人情報保護条例により、万全を期すこととしております。

また、外部への情報漏えい防止のために、これまで進めてまいりました対策をさらに確固なものとするため、平成15年3月に庁内業務及び住基ネットに利用しておりますネットワークと外部からの情報取得、いわゆるインターネット等に接続するネットワークとを完全に分離し、全く別回線とする工事を行い、現在も運用しております。

なお、総務省の外部監査を平成15年2月18、19日の両日にわたりまして、山口県内においては市部では防府市のみ受けたところでございますが、セキュリティーに関する特段の指摘はございませんでしたことを申し添えさせていただきます。

残余の御質問につきましては、教育長及び担当部長より答弁いたします。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） それでは、住基ネットにつきまして、再質問をさせていただきます。

まず、市の現況といたしますか、状況を確認をしたいわけですがけれども、最初に住民票コード、これを当初送付をされたと思えますけれども、市内何世帯に発送されたのか、その点まずお答えをお願いいたします。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 住民票コードの送付枚数についての御質問でございますけれども、4万8,186件ほど送付いたしております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） そうしますと、4万8,186件送付をして、その中でICカードの申請者はこれまでどの程度あったのか。その点を御答弁お願いします。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 住基カードの申請件数についての御質問でございますけれども、住基カードの交付が8月25日から開始になっております。8月25日から一応8月末までが50件、そして9月1日から9月5日までが25件でございます。都合75件ほど申請がございまして、既に交付済みのものが64件でございます。

以上でございます。これは9月5日の金曜日現在の数字でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） いよいよ8月25日から住民票の写しの広域交付ができるようになりましたけれども、それでは申請件数、大変便利になったということで宣伝がされましたこの広域交付、どの程度申請があったのか、その状況についてお答えをお願いします。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 広域交付枚数のお尋ねでございますけれども、8月25日から8月末までが22件、それから9月1日から9月5日までが4件となっております。都合26件の交付をいたしております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 9月に入って、余り交付申請がないような状況がございますけれども、それじゃ 全国的には初期投資に400億円ぐらい使っているんですね、それから、年間の経費200億円、こういうふうに見込まれておりますけれども、防府市がこの住基ネットにかかわってこれまでかかった費用、一体どのくらいなのか、その点御答弁をお願いいたします。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） この防府市の住民基本台帳のネットワークシステムにつきましては13年度、14年度、15年度3カ年計画でこのシステムを構築させていただいたわけがございますけれども、13年度から15年度までのトータルの経費といたしまして、約5,950万円の投資をいたしております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） この住基ネットを市としても大変な経費をつぎ込んでシステムづくりがされたというふうに思いますが、実は総務省が発行いたしました「住基ネットがさらに便利になります」というこのパンフの中では、こういうサービスができますよということが実は書いてあるんですけども、それを少し検証してみたいと思うんですね。

住基ネットシステムをつくって、市民にとって何が便利になるのか。その点でまず第1に住基カードがあれば全国どこでも住民票の写しがとれますよ。こういう利便性があると1つ書いてありますね。でも、これも改めて考えてみますと、既に今でも単身赴任などで必要なら郵送で別の方法があるわけですよ。殊さら住基ネットを利用しなくても、今でもこの住民票の写しはとれるわけですね。

それから、2つ目の利便性、これは見てみますと、住基カードがあれば、引っ越しの手続が転入先で1回で済みますよと、こうなっております。しかし、転出先には郵送で届け出が必要なんですね。そして、仮に住民票はそうだとすると、住民票以外に住民異動であれば、その行った先の自治体で、例えば国民健康保険であるとか、それから介護保険であるとか、届け出は実は住民票以外にも出向かないといけないわけです。ですから、1回で済むよという、こういう利便性だけを強調されると、実は転出手続を終えて、転入すれば、ほかにもいろんな手続があるわけですから。しかも住基カードについていえば、届け出後は回収されて、転入先で改めてつくらなければならないという状況ですから、転出手続は1回で済むどころか、いろんな課題があるということも申し添えておきたいというふうに思います。

それから、住基カード便利だよということで紹介されているのが、住基カードで印鑑登録とか図書館の利用など自治体の独自のサービスが受けられる、こういうメリットがありますよということが紹介されているんですけども、今現在この独自サービスをつけている自治体はわずかに全国で90自治体にすぎません。大半の自治体はまだこの独自サービスが受けられない状況にあります。

むしろ各種の個人情報を1枚のカードに集める危険性の方が私は問題だというふうに思いますけれども、この総務省が言うメリット、利便性があるよということ、本当にこうして検証してみますと、私は宣伝されるほどメリットがないのではないかと思いますけれども、その点、市の方はどのようにお考えか、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 住基ネットを導入してのメリットというものはどういったものがあるかという御質問でございますけれども、議員ただいま御指摘のように、住民票がどこでもとれますよというものと、それから引っ越し手続というものもできますし、印鑑登録ということもそのカードでできます。

将来的には、防府市の条例で定めております独自サービス、例えば公共施設の空き照会・予約等を行うサービス、そして2番目としまして、証明書自動交付機を利用して、住民票の写し、印鑑登録証明書、その他の証明書の交付を受けるサービス等さまざまな住民サービスを提供できるように関係課と協議をし、一元化できるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 御答弁いただいても、やはりメリットの点につきましては疑問を感じますが、それよりも前に申し上げましたように、各種の個人情報をこの1枚のカードに集めるといふ、この危険性、残念ながら漏えいとか改ざんなどから住民の個人情報を守る制度やシステムに絶対的な切り札がないというのが今の現状ではないかというふうに思います。

住民の個人情報を守っていく、あるいはシステム、いろいろこういう問題につきましても今後検討すべき課題、たくさんあると思いますね。現実問題としてこの間、いろいろな情報漏えいの問題とか、さまざまな点が新聞報道でも紹介されましたけれども、ちょっと具体的に例を挙げてみますと、例えば福島県の岩代町、昨年末に町が管理を委託したコンピューター処理会社から全町民の個人情報が盗まれたと報道されております。本当に信じがたいケースだと思いますけれども、悪用されてしまえば住民が受ける被害は大変なもの

があるというふうに思いますね。

それから、これも報道されていることなのですが、全国銀行協会が金融庁と協議をした上で住民票コードを本人確認に使えると、こういう誤った文章を配布をしたということもありました。それから、新聞報道で御承知のように、自衛隊が自治体を通じて自衛官の適齢者情報を集めていた問題、これが報道されましたけれども、行政で個人情報が入り込まれる危険性をこの点示しているのではないかというふうに思います。

じゃ、法律の方は一体どうかという点で、私も調べてみましたけれども、総務省が個人情報保護法、これは胸を張ってすばらしい法律だというふうに言っておりますけれども、しかしこの法律は個人情報の取り扱いに本人が関与できる自己情報コントロール権が保障されておりません。それから、官庁による目的外利用も相当な利用があれば認める。こういうふうな状況になっておりますから、まさに欠陥だらけということが言えると思うんですね。

先ほどの市長さんの御答弁でもありましたけれども、セキュリティ対策はインターネットなど情報を交換するためのネットワークを完全に分離するから大丈夫だ、こういう御答弁でございましたけれども、いろいろ、今、例を挙げましたが、本当にこのことだけで安全が守れるのかどうか。住民票コードによる一元的管理が今からどんどん進んでいきますけれども、実際、政府は住民票コードの拡大は慎重に行うというふうに言っておりますけれども、国の行政機関などの利用についての当初73事務というふうにしておりましたが、今では264事務になっております。これらの行政事務の個人情報がすべて住民票コードで管理されることになるわけですね。そうしますと、市民にとってはプライバシーを侵害される危険性が著しく高まるのではないかというふうに私は思っておりますが、この点、一元化した場合の危険性と住民にとって大きな問題があると思っておりますが、いかがでございましょうか。御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 一元化した場合の危険性ということで御質問をいただきましたけれども、議員さん、ただいま御指摘いただきましたように、いろんな問題が生じておることは承知をいたしております。

私どもの防府市といたしましては、先ほど申し上げました市町村独自で行う住民サービスエリアと住基ネットサービス利用エリアはそれぞれ独立しておりますが、個人情報保護、セキュリティ確保のために外部からの不正侵入防止、それから内部の不正利用の防止に努めてまいりますが、そういった、ただいま議員さんのおっしゃいましたような問題が多々生じた場合には、協議などし、検討してまいり、適切に対応してまいりたいと存じて

おります。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） セキュリティー対策というのは、大変な大きな問題があるかと思えます。住民の個人情報を守るための絶対的な切り札がないと。利便性という点でもいま一つだというふうに私は思います。

こうした中で、総務省が住基ネットは電子政府、電子自治体、あるいは電子商取引の基盤となる、こういうふうに強調いたしております。これらは届け出や取り引きをインターネットで可能にする構想です。ですから、今、市がインターネットとは切り離して独自に進めていると、こういうふうな御答弁でございましたけれども、国全体ではもうインターネットで可能にする、そういう方向に進んでいるということですね。そして、その際に必要な個人認証、これを住基ネットを使って行おうというふうにいたしております。

現在は認めていない住基ネットの民間利用も国は視野に入れて計画を進めております。やはり安全性の問題を初め、この構想自体がまず第一に国民的な合意がない、こういうものであるかと思えます。国も地方も大変な厳しい財政難の中で、無理やりこういうふうに進める必要のないものだというふうに私は思います。国民の一元的管理のねらいを見抜いて、その中止を求める意見を述べさせていただきまして、この住基ネットの問題、質問を終わらせていただきます。

次に、給食の問題、よろしく申し上げます。

議長（中司 実君） 以上で1の住基ネットについて終わります。

次に、2の小・中学校給食基本計画についての答弁を求めます。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 防府市小・中学校給食基本計画についての御質問にお答え申し上げます。

この基本計画につきましては、小・中学校長会、PTA連合会、母親、学校保健会の代表者の方々に委員をお願いいたしまして、今後の小・中学校給食の推進について協議をいただき、この3月にまとめたものでございます。

まず、1点目の給食センターの整備計画の変更についてのお尋ねでございますが、当初平成17年度から中学校給食を開始し、順次小学校を給食センターへ移行する計画としておりましたが、今後の財政状況を見通す中で、平成18年度から中学校給食を実施することとさせていただきます。

ちなみに、今年度は用地の選定、取得。平成16年度は実施計画を行い、平成17年度に給食センターの建設に着手したいと考えております。

なお、基本計画には盛り込んでおりませんが、小野中学校、富海中学校につきましては、予定どおり平成16年4月から隣の小学校との親子方式により給食を始めることとしております。

2点目の給食センターの東西の配置に関してのお尋ねでございますが、基本計画では給食センターの設置数につきましては、でき上がった給食を少しでも早く学校へ届けるために、東西に長い学校の配置状況や学校数、配送経路、距離や時間を勘案して、東西2カ所に設置することといたしました。また、給食の安全性、おいしさ、あるいは学校行事や給食数、給食時間、給食の内容への柔軟な対応が確保できることや大量調理に伴うコストの削減の観点から、1棟の調理規模数をおおむね2,500食程度といたしました。現在、児童・生徒、教職員を合わせまして約1万1,000名でございますので、東西2カ所に5棟建設する予定にしております。なお、学校給食は学校教育活動の一環でもありますので、東側の1棟に見学施設、ここには見学通路と研修室が設けられる予定でございますが、このものを併設する予定にしております。

次に、当該計画実施に伴う費用についてのお尋ねでございますが、施設に関しましては、引き続き自校方式で実施するためには、給食室をドライ方式へ改修することが必要であり、校地面積等の現状を考慮しますと物理的に困難でございます。

また、運営におきましても給食調理員の退職に伴う正規職員での補充はしないとの行政改革の基本方針によりまして、中学校給食も含め、調理業務等を民間委託とするセンター方式により実施してまいりたいと考えております。

したがいまして、センターの整備には用地費、建設費等の費用を要するものの、運営経費においては直営方式に比べ、給食業務の集約化による調理人数の削減や委託化によるコストの節減が実現できるものと考えております。

また、民間委託をお願いする業務は調理、洗浄、配送部門のみであり、献立の作成や食材の購入、施設の管理はこれまでどおり教育委員会が責任を持って行いますので、これまでと変わらない安全でおいしい給食が提供できるものと確信しておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） それでは、給食にかかわって再質問をさせていただきます。7月に見直しがされました年次計画、御答弁いただきましたように、平成19年度で中学校給食全校実施予定。それから、平成22年度、小学校給食の給食センターへの移行完了予定という形で計画がされております。ところが、この計画も7月現在であります。今後社会情勢や財政状況で変更がある場合があるというふうな注釈がついておりますけれども、

今後の実施時期を含む計画の変動があり得るのかどうか、その可能性があるのかどうか改めてお尋ねをしたいと思います。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 計画の変更理由と今後の変更の可能性についてのお尋ねでございますが、当初平成17年度から中学校給食を実施することにしておりましたけれども、財政状況が厳しく、それを精査する中で変更せざるを得ない状況になりましたことを御理解賜りたいと思います。

また、今後変更があるのか、あるいはないのかということではありますが、委員会としましては、引き続きこの計画に沿った取り組みをしてみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） ちょっと違った視点で質問をさせていただきますが、この基本計画の中で、今後、協議会で十分な審議を尽くして検討がされる内容がございます。その中に一つは食物アレルギー児への対応について検討されるようでございますけれども、教育委員会として、今後、この問題大変重要な問題だと思っておりますが、基本的にどのように考えておられるのか、その点お尋ねをしたいと思います。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 食物アレルギーへの御質問についてお答え申し上げます。

アレルギー対応食の提供が医療行為に当たりますので、現在、防府市学校給食実施協議会で医師を含めた15名の委員により、食物アレルギーへの対応について協議をいたしておるところでございます。

他市の例でございますけれども、今、本市は下松市、あるいは阿南市等を参考にしながら取り組んでおるわけですが、下松市の例を見ますと、中学校の生徒が自主性を高め、みずから考えて行動ができるようにということで、例えば2種類の副食メニューを示して、その中から自分の副食を選択する方法をとっている場合もありますし、また生徒に事前にメニューを提示しまして、生徒の自己選択、あるいは自己責任によりまして、自分の身体に合わない食材が使用されている場合には、自宅から弁当を持参するような方法も考えられております。

これらはいずれも食物アレルギーの対応策であろうと思っておりますけれども、今後学校給食実施協議会等の協議を通しまして、食物アレルギーへの対応につきましては、委員会でその方策を決定したいと考えております。

議長（中司 実君） 5番。

5番(山本 久江君) この食物アレルギー児への対応の問題、自校方式にまさる方式はないと思いますが、私も会派で、実は広島県の府中市に食物アレルギー児童・生徒への対策の問題で視察をさせていただきました。大変きめ細かな対応がされておりまして、先ほど近辺の市の紹介もされましたけれども、若干府中市の紹介をさせていただきたいと思うんです。

ここは食物アレルギー児、学校と保護者、家庭、それから医師と、ここには給食課という課があるそうですが、市と、この連携が非常に大事だと。これが基本だということで、それぞれの役割といたしますか、やっていかなくちゃいけない課題を明記されております。

学校側は1つは対象となった児童・生徒についてしっかりと食物アレルギーの原因とか、あるいは症状などの実態を把握をする必要がある。それから、保護者、本人、医師と連携をしていく必要がある。あるいはまた、献立表により対応方法を家庭とよく連絡をとる。また、これが大事だと思うんですけれども、ほかの児童・生徒が不審に思ったり、仲間外れにすることのないように、適切に指導をしていく。こういう学校側の体制が大事だよと。それから、家庭においては、子どもの様子をよく観察をして、気になることがあったり、症状に悪い変化があるときは学校にすぐに連絡をしてくださいよ、していくんだと。それから、医師とも相談をする。あるいはまた、年度当初は必ず診断書を提出をしていく。そして、学期ごとに学校へ報告をしていく。こういう家庭での役割ですね。

それから、行政、市の給食課としては、対応児童について、まさに職員一同熟知をしていくんだと。そして、個人情報保護の立場で実施をする。あるいはまた、間違いのないように慎重に対応食をつくって学校へ配食をする。学校との連絡を密にしていくんだと。こういうふうにそれぞれの立場で、アレルギー児の子どもたちへの給食の取り組みが非常に熱心にされている。

私が驚きましたのは、アレルギー食の対応一覧表というのを見せていただきましたけれども、例えば卵1つをとっても、1から4のランクに分けて、1つはつなぎ程度の卵も食べられない場合、あるいはマヨネーズが食べられない場合とか、そういうふうに卵だけでもいろんなアレルギーの対応がきめ細かくされている。さらに、ゼラチンとか小麦粉とか乳製品とか牛乳とか、いろいろあるわけですね。青魚とか。そういう本当にきめ細かい対応を全市を挙げて取り組まれている。大変勉強になりました。

ぜひこうした子どもたちへの対応食、この点についても協議会の中で十分に検討をしていただきたいというふうに思います。

学校給食法の中でも、一人ひとりの児童・生徒を大切にすると。給食は学校教育の一環であるというふうに定義がされておりますけれども、また最近ではございませんけれ

ども、文部科学省が学校給食指導の手引きの中で、食物アレルギー児童・生徒の指導が大変重要だということで、弾力的な対応を求めていますね。

この点、ぜひ最近の傾向として、アレルギー児の問題、非常に大きな課題ですので、協議会の中で十分に検討がされるように、よろしく願いをいたします。

いま一点の質問は、食材についてでございますけれども、地元でとれたお米とか野菜など、こういったものを取り入れてほしいという要望をたくさんいただいております。まさに地産地消の観点で、あるいは食材を生きた教材として健康教育に生かしていくことが大変重要だと思いますけれども、この点では食材の入れ方といいますか、その点、基本的な考え方をお尋ねをいたします。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。先ほどの件も、それからこの食材についても、今、展開されています防府市学校給食実施協議会での大きな検討事項でございます。限られた給食費の枠内で質のいい食材を安定的に児童・生徒に提供するためには、物資購入の合理化と能率化を図ることが大事であろうかと考えています。

食材の購入先の点におかれましては、現段階では仮称でございますけれども、共同調理場給食献立会議を設置しまして、防府環境保健所等の情報提供を受けながら、経営規模、あるいは搬入能力、あるいは衛生状態、あるいは従業員の清潔観念等を十分に検討しまして、食品の取り扱いが良好で、衛生上十分信用のおける地元生産者、あるいはJA、あるいは店舗等から購入するようにいたしたいと考えております。

なお、加工食品については現行も、行っているわけですが、食品ごとの配分表や、あるいは成分表を確認した上に使用させていただきたいと思っております。

また、生野菜類につきましては、安全で生産工程がはっきりしている食材を購入したいと考えますが、可能な限り地元で生産されるものを使用したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） もう1点、協議会の中で検討される内容として、食器をどういった材質のものを使っていくか。食器については教育委員会の基本的な考え方、いかがでしょうか。

議長（中司 実君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。

この件につきましても、協議会での検討事項でございますが、子どもたちが家庭的で温

かい雰囲気の中で食事ができますように、また、耐久性も考慮して選択してまいりたいと考えます。

御存じのように、現在小学校ではパン皿、あるいはお碗はアルミ食器、それから米飯皿はステンレス食器を使用しております。16年度から親子方式で2つの中学校給食が開始されますが、小野小学校、中学校につきましては、現時点では安全が確認されておりますポリエチレン、ナフタレート、それから富海小・中学校におきましては、強化磁器の食器にしてまいりたいと考えています。そして、その結果を参考にしながら、教育委員会として今後の全体の食器を決定してまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 食器は耐久性とか、あるいは経済性とか、衛生性とか、さらに大事な点は環境負荷などを総合的に考えまして、食器、材質として望ましいものをぜひ検討していただきたい。いずれも今後学校給食実施協議会の場で協議されるようでございますので、豊かな学校給食を進めていく立場から十分な検討がされるようにしてほしいというふうに思います。

こうした給食内容に細かく立ち入っても、やはりセンター、民間委託より自校方式のよさが本当に浮き彫りになってくるんですね。この計画が現在小学校で行われている、県下でも本当にすぐれた自校方式による学校給食を変えていくというような計画であること、本当に私は残念に思います。

市民の中からも、やはり全国的にも本当にすぐれていると思うんですけども、防府市の小学校の自校方式による給食というのは本当にすぐれた給食なんですけども、市民の中からもぜひ自校方式による学校給食を続けてほしいという強い要望があることを申し上げて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

次、老人医療についてお願いいたします。

議長（中司 実君） 以上で、2の小・中学校給食基本計画についてを終わります。

次に、3の老人医療についての答弁を求めます。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 老人医療の高額医療費の償還払いについてお答えいたします。

昨年10月の健康保険法等の改正に伴い、老人医療の受給対象年齢が70歳以上から段階的に75歳以上に引き上げられるとともに、それまでの外来、入院の月額上限、外来の診療所での定額制が廃止され、窓口で支払う一部負担金は外来、入院とも医療費の1割、一定以上所得者は2割とされたことに伴い、新たな自己負担限度額が設定されたところで

ございます。これにより、自己負担限度額を超えた場合、高額医療費として払い戻されることになりましたことは御案内のとおりでございます。

その申請手続きにつきましては、老人医療の高額医療費の場合、申請は1回、領収書等の添付は不要など、申請手続きが簡易になっております。これは高額医療費の対象者が高齢者であることから、事務的な負担が過重なものとならないように、特例的措置が設けられたものでございます。

本市においては、現在、老人の高額医療費の新規対象者すべての方に申請書類を送付し、約9割の高額医療費の償還払いの成果を上げているところでございます。

そこで、御質問の高齢者全員に事前に申請書類を送付するようにとの件でございますが、現在は高額医療費の対象者に限り申請書を送付していますが、今後は事務の簡素化のためにも、老人保健の対象となる75歳到達者全員に医療受給者証と一緒に送付したいと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 山口県保健協会の調査によりますと、ちょっと実情を述べさせていただきますけれども、昨年10月、この制度が変わった時点での10月分の県内市町村の高額医療費申請状況ですが、該当件数が1万2,018件あったというんですね。ところが、未支給件数はそのうち7,080件あったというんです、手続はされていない。未申請による未支給額というのが4,001万円で、約6割の方が申請しておられない状況だということが報道されております。

この、まさに高額医療費制度そのものが6割の方が申請されていないという状況は、この制度そのものが成り立っていないということではないかと思いますが、防府市の場合はいろいろ取り組みが若干進んでいる点もありますけれども、市の場合、どのような実績になっているのか。少し前の答弁で取り上げたと思いますが、改めてお尋ねをいたします。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） それでは、防府市の現況についてお答え申し上げます。

9月1日現在でございますけれども、老人保健受給者は1万7,200人いらっしゃいます。このうち高額医療費の対象受給者数は1万403人でございます。そして、支給済み受給者数が9,325人。つまり、未支給者が1,078人ほどいらっしゃいます。

以上でございます。

議長（中司 実君） 5番。

5番（山本 久江君） 市の状況はそういうふうな状態になって、それでも未支給者が

非常に多いということがわかりましたが、償還期間も約3カ月かかるということから、低所得者にとってはその間の医療費、大変な負担となってきます。受診を控える、あるいは治療中断さえ起きているという状況があるのを壇上で申し上げましたとおりです。しかも、この償還払いの制度、2年で時効なんですね。手続がおくれれば、償還されなくなりますね。

ですから、今回の質問で、本当にこれまでにない、私の質問で、積極的な回答がいただけたというふうに理解をしておりますけれども、事前申請の書類の送付、高齢者全員に送りたいという本当に積極的な御回答をいただきましたので、ぜひ医師会、あるいは歯科医師会等関係医療機関との協力を得ながら、実施をしていただきたいというふうに思っております。

時間が5分ばかりありますけれども、本当にまれにみる積極的な回答でございますので、このあたりでこの問題につきましては終わらせていただきます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（中司 実君） 以上で、5番議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

議長（中司 実君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、2番、山下議員。

〔2番 山下 和明君 登壇〕

2番（山下 和明君） それでは、壇上より防災対策に関する質問をさせていただきます。

本市において、記憶に新しい災害は平成11年9月24日早朝、山口県を台風18号が直撃し、多大な被害を受けました。海岸近くの地域では大潮と重なり、暴風雨に襲われ、異常潮位によって浸水被害は想像以上のものでありました。

同日には地域防災計画に従って災害対策本部が設置され、被災された住民への対応が図られました。中でも、職員約300人の方が被害を受けた地域でごみ約160トンを片づけたボランティア活動は、被災住民にとってありがたい行為であったと思います。

そうした自然災害、天災は本年に入っても全国各地で発生し、九州では7月に入って梅雨前線による強い雨に見舞われ、大分県の日田市、福岡県の太宰府市では時間雨量が観測

史上最多となり、福岡市でもＪＲ博多駅でコンコースのほぼ全域が冠水し、７月２０日には九州を中心とする記録的な豪雨によって熊本県水俣市で大規模の土石流が発生し、３人が死亡、７人が重軽傷を負い、１６人が行方不明となる災害が起こりました。

７月２６日には宮城県北部を震源とする強い地震が３回あり、最大で震度６強を観測し、土砂崩れ、停電の被害が相次ぎ、約１，８００人の方が避難されました。８月８日には強い台風１０号が高知県室戸市に上陸、西日本を横断し、各地で死者、行方不明、負傷者が出ましたが、コース次第では山口県を直撃し、大きな被害をもたらしたかもしれません。

こうした自然災害、天災はいつどこで起こるかわからない自然の脅威に対し、災害の発生を想定して、各市町村では災害時に迅速に対処するため、地域防災計画（防災システム）が作成、準備されています。また、９月１日の防災の日には全国各地で一連の対応を確認するため、防災訓練が行われております。

例えば大型災害が発生すれば、市長を中心とする災害対策本部が設置され、災害情報の一元管理によって救援活動等の意見決定や指示が迅速に行われ、効果的に救援、復旧作業が行われることとなります。

また、過去からの災害経験によって、昨今ではあらゆる災害に対処するため、情報収集のシステムと出動体制の確立が求められており、要は正確な情報と素早い初動体制の確立だと言われます。

そこで、高度情報化の中であって、我が市における総合防災情報システムの確立はどのようなになっているのか、お尋ねをいたします。

平成１５年３月に作成された地域情報化アクションプラン「総合防災情報システム」の施策の内容は「地震、台風など、災害発生時の被害情報等の早期収集を図るために、地域住民や公民館等の公共施設、事業所等からインターネットを利用した情報提供を受け付けて、災害救護に対応できるシステムの構築を検討します。また、地域住民に向けた正確かつ的確な災害関連情報が提供できるシステムの構築も検討します」となっていますが、富海、向島公民館を除いた各公民館にはパソコン、インターネット（ＩＴ）機能が配備されたと聞きます。公的避難指定場所からノートパソコンなどのモバイル機能を携帯電話につなぎ、被害状況や住民の安否情報など発信し、対策本部では情報の一元管理をするシステムは最近各地で導入されているようですが、前段に申しましたが、災害時において素早い初動体制は正確な情報収集と情報の一元管理です。総合防災情報システムの構築は早期に図るべきだと考えますが、いつごろシステムの確立ができるのか、お伺いいたします。

次に、市民への迅速な防災情報、伝達及び防災への意識啓発を目的とした防災情報メール配信システムについてお尋ねいたします。

萩市では住民や関係者等へ防災情報を伝達する手段として、携帯電話への電子メール（文字情報）配信システムが平成13年3月から萩市防災メールとして本格稼働しています。本年8月8日現在で防災メール登録者は約780名。登録者は一般市民が対象ですが、マスコミ関係、ライフライン職員、市職員、消防団、消防職員、交通関係者、独居老人など、各市民層の方が登録されておられます。

防災メールの発信は、必要に応じて市の防災担当職員が24時間体制で防災、気象、火災情報を電子メールで端末に配信します。配信される防災の基本情報は山口県北部の気象に関する警報、台風情報、高潮や津波の情報、火災・気象通報、異常降雨の状況、ダムの緊急放流、水防警報、主要道路封鎖情報、管内で発生した火災及び救助事業、避難勧告や勧告指示等が配信され、登録者の携帯電話にメール（文字情報）として入ります。

ほかにも希望者には、夜間火災情報や道路情報、気象の詳細情報が配信されます。また、市職員に対し、配備の予告や配備の指示など、防災上必要な情報も配信されます。こうした防災情報を配信し、提供することによって、防災意識の啓発や防災要員の迅速な配備もできます。また、火災や災害の場所がわかり、家族や親戚の安否確認などにも有用であると考えます。

そこで、各地で注目されている萩市を参考に、防府市でも防災情報のメール配信システムを導入してはどうでしょうか。お伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

議長（中司 実君） 2番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） それでは、防災対策に関します御質問、御提案につきましてお答えいたします。

議員御案内のとおり、今年度におきましては、今までに全国各地で土砂災害や地震災害、そして台風被害等が多く発生しておりますが、これらの災害発生の状況をニュース等で目の当たりにいたしまして、日ごろからの防災体制の充実強化の必要性を痛感しているところでございます。

このような中で、先月、総務省消防庁主催による初めての試みであります全国の自治体の首長を対象とした危機管理セミナーのトップマネジメントコースが開催されましたので、私、受講してまいりました。

私自身、職務柄防災意識は十分持っているつもりでございましたが、この研修では、市民の生命、財産を守るという市長としての責務の重大さというものを改めて考えさせられた次第であります。

さて、総合防災情報システムの構築についてでございますが、私も議員のお考えと同様に、災害時における初動体制や災害援護活動等の充実のためには、総合防災情報システムの構築は必要だと考えておりますので、システム構築の早期実現に向け、努力してまいります。

次に、防災情報のメール配信システムについてでございますが、最近の自然災害等の発生状況を見ますと、防府市におきましても、災害の発生が危惧されるところでございます。このような状況下で防災体制等につきましたの行政に対する市民の期待も増大しているところでございますが、まず市民が自分や家族を守るための情報を提供することは非常に重要なことだと考えております。

その一つの方法が、議員御提案の、今日のように普及拡大されている携帯電話へのメール配信でございますが、確かに防災情報を提供することによる市民の防災意識の啓発にもつながると考えられますし、14年9月議会で御質問をいただきましたが、システムの導入につきましては、なお引き続き調査・研究してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 御承知のことではございますけれども、台風、地震による大型災害時には対策本部が設置されるわけでありまして。大事なことは先ほど市長も壇上でも、私も問いましたけれども、素早い初動体制が大事である。この初動体制がおくれることによって避難勧告等がおくれて、土砂崩れ等によって被害者が出るということも想定されるわけでありまして。そうした意味で、正確な情報収集と対策本部で情報の一元化が大事なわけでありまして。

この総合防災情報システムの考え方、この災害現場状況の情報収集、出てきますけれども、先ほど質問でも言いましたが、公民館、または事業所、そして地域住民、こういった方々からインターネットを利用して、IT機能を利用して、情報の提供を受けるわけでありまして。そして、情報を発信をしていくという、こういったシステムが求められて、やろうとしておられるわけでありまして、先ほど申しましたように、公民館では、今、パソコン、インターネット、IT機能が配備されました。これは生涯学習の目的で設置されたと思います。目的とは少し違いますが、配備されておるわけでありまして。

要は、対策本部のこの情報収集機能の構築、確立をどのようにしていくかということでありまして、高度情報化の中でありまして、IT等がものすごく普及してきております。また、操作できる方も多くあるわけでありまして。特に御承知のように、携帯電話の普及、また携帯電話の機能の進展ということで、カメラで映し出すことが、映像を送ることもで

きるわけであります。

しかし、現段階では災害対策本部が設置されても、高度な情報収集の機能が確立していないわけでありまして、市長、先ほど申されたように、みずから危機管理体制を整えるということで、そうしたセミナーにも参加されておられるわけでありまして、この総合防災情報システムについては必要だと考えていると、早期実現をしたいという御発言ではありましたが、もう少し具体的に何年度までに整備する、確立するといったことを御発言願ったらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 地域情報化を担当いたしております総務部からお答えをさせていただきます。

御質問の中に、防府市地域情報化アクションプランにも書いてあるというふうに御指摘をいただきましたが、これは御指摘のとおりでございます。このアクションプランの立て方でございますが、喫緊のうちに実現化できるものにつきましては、平成15年度を初年度といたしまして、15、16、17の中の年度割におきまして、実施できるものについてはスケジュールというものをお示ししまして、その導入予定をお示しをさせていただいておるところでございますが、今、利便性の高い情報関係の整備で、元気に住める環境づくりの中に総合防災情報システムを掲げておりますが、ここにございますように、地域住民に向けた正確かつ確かな災害情報が提供できるシステムの構築も検討しますということで、まだスケジュール等が示せない状況の欄となっております。と申しますことは、いまだまだ具体的な導入のスケジュールが決まっていないので研究・検討の段階でございます。行政上これは必要だということで前向きにまずは検討していこうという段階でございます。まだ導入のスケジュールまではお示しできるまでに至っていないというITの関係の状況でございます。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 完璧を求めるまでには、なかなか予算も要ることでしょうし、またこういった機能というものはすごい早いスピードで躍進しておりますので、研究の時期も必要でしょうが、できるところから近々に構築していただきたいと思えます。対策本部が設置された場合、情報収集する機能の転換の時期に来ていると。実際には災害対策本部を設置されても、旧来等の電話1本等、ファクス程度ぐらいで情報収集されておられるわけでありますので。

しかし、御承知のように、阪神淡路大震災のときのように、大きな災害時には通信網が混乱をするといったこともあるわけであります。ですから、ハイテクに頼ればよいという

もんでもありませんので、そうしたときも想定して、人海戦術で情報収集ができることも考えていただきたいなど、このように思います。

9月5日金曜日、先週ですが、防災訓練が我が市でも行われたわけでありまして、大型で非常に強い台風が山口県地方に向かって進んでいると。県内全域で次第に暴風雨が強まっているといったことを想定して防災訓練が行われたわけでありまして。訓練の目的の中に、被害発生通報からの通報収集・伝達といった項目もあるわけでありまして、ここでちょっとお聞きしますが、開庁のときにはいいんですけれども、休日にこういった、いわば対策本部を設置しなければならない状態の中に本部長、市長が指示して動員をかける、招集をかけて情報収集に当たるわけでありまして、どのくらいの時間を要するのか。要するに、休日ですね。対策本部を立ち上げて、その情報収集体制になるまで、どの程度の時間がかかるのかお伺いしたいと思いますが。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） まさしく平成11年9月が休日であったと記憶しております。そのときの光景、状況を私なりに思い出しているわけですが、非常に速やかな体制のもとに水防体制が持たれ、そして私からの対策本部設置という形の中で、対応がなされていったと。反省材料も一、二ございますが、そういう意味においては、速やかに対策本部が設置できたと自分なりに思っております。

詳しいことは担当部長より説明いたさせます。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 具体的な時間でございますが、災害対策本部を立ち上げるまでには第2次警戒体制に入っております。その中で気象の状況等々を集めまして、具体的には土木建築部長と災害対策本部を設置したらいいのかどうなのかを協議いたしまして、設置の進言をするということになりますと、対策本部の部屋の準備、あるいは対策本部員の出動要請をいたします。

それらを待って配置をするわけですが、具体的な時間については検証いたしておりませんが、先般7月13日であったかと思うんですが、防府にやはり夜間から早朝にかけて大雨が降りました。これにつきましては、水防本部も対策本部も設置をいたしませんでしたけれども、通常業務の範囲内であろうということで、朝6時に一斉に準備体制の範囲の中で出張所等の配置をお願いしましたが、6時に電話を入れまして、7時には全出張所にスタンバイが完了いたしまして、住民の方の対応ができたというふうになっております。

したがって、配備をすれば1時間、本当であれば、小一時間以内に配備が完了でき

るのではないかなと想定いたしております。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 昼間ということで、開庁しておるときには素早く対策本部も設置にいくんでしょうけれども、休日となりますと招集、動員をかけるといったことで少し時間もかかるのではないかと。ましてや夜間、そういう災害も想定されるわけでありましたが、そうすればとても1時間以内に対応できるとは思いません。

これは休日の、要するに準備した中で、1時間程度ぐらいあればということだろうと思うんです。夜間であれば、当然時間ももう少しかかるのではないかと、このように思うんですが。

その時間はいいんですけれども、対策本部の設置される場所というのが庁内の4号館の3階、北側の会議室で、設置される場所ということで、当然市長を本部長としてそこが核になるわけであります。

庁内であれば、関係担当者も集まりやすいというメリットもあるでしょう。しかし、対策本部を設置する場合、情報収集機能をさせるための準備といいたしめようか、机からいすから、またいろいろなそういうものをあそこにセットしなければならないわけですね。見ましたところ、とても40人、50人入れるスペースじゃないと思います。狭いような気がいたします。

それより、これは私の提案ではありますけれども、新消防本部庁舎、ここに設置できないのかなと。本部長並びに副本部長、市長、助役と、また本部員の方が、今の新消防庁舎に行くと5分程度はかかるけれども、ここであれば少し離れておりますけれども、災害時の情報収集機能も整備されているというか、と思うわけであります。

しかも、この間消防庁舎、視察に行ってきましたけれども、大型スクリーンもありますし、大きな会議室もあります。先ほど申しましたように、映像での情報もこれから考えられるわけでありますね。ですから、その大型スクリーンに映像を映し出して、その情報確認がまたできる。ですから、的確な効果的な指示が出せるというふうに思うわけであります。この点について、提案ではありますけれども、どのように受けとめられるか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私も、耐震性の機能のある新消防庁舎でございます。やはり災害本部が安全でなければ困るわけでございますので、まさかの直下型の地震等のときには我が庁舎は全滅の危機にあると思っております。しかし、消防本部庁舎の場合には耐震性という点からいきましたら、十分な機能を持っておるということで、実はかねてからそのようなことを、私も個人的に主張はしてきたわけでございます。きたわけではございます

が、本部庁舎機能というものがこちらの方に集約されております。指揮命令系統がばらばらになったり、あるいはまたそれに手間取るようなリスクの方がはるかに大きいんだというようなことで、私が新消防庁舎の3階こそふさわしいんじゃないかというようなことを言いましたときには、非常に難しいと、こういう内部の協議結果であったと記憶いたしているところでございます。

今後、どういうふうな展開が予測されるかわからない行政機構の状況下でございますだけに、将来的にそのようなことが可能になってくるのかどうかということも含めて、なお検討させていただきたい、そのように思っております。よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） その対策本部が現地での情報をとるのにはいろいろ手段があるわけではありますが、ここで昨年新聞の記事でありますけれども、参考に紹介させていただきたいと思うんですが、よく御存じの車なんかについているカーナビがありますよね。こういった機能、要するに全地球測位システム、つまりGPS、要するに衛星とやりとりするという。そういったGPS機能を搭載した携帯電話を使って、災害発生直後の被害状況をいち早く災害対策本部に集約するシステムが、今、開発されたようであります。

もう少し詳しく御紹介しますと、「自治体職員は携帯電話本体にあらかじめ入力用ソフトをダウンロードしておき、災害時には自分の居場所から見える範囲の建物、倒壊や火災、交通障害の発生、がけ崩れや地滑り被害の有無などについて、質問の流れに沿って答えを入力する。被害情報と回答者の位置情報は電子メールと同じパケット通信で集められ、災害対策本部のパソコン画面の地図に被害分布図が色の濃淡で表示される。本部はこの地図を見て、どの地域にどの程度の人員や資材を投入すればいいかを判断する。今回のシステムでは、職員が日常使っている携帯電話を活用するので、地図ソフトの作成を含めても、経費を1,000万円以下に抑えられる」と、こうした機能も開発されておりますので、研究していただきたいと思っております。

次に、防災情報をメールで配信するシステムの導入についてであります。市民にとって気象に関する警報、台風情報、異常降雨、そして火災等の情報が早い段階において提供されることは、市民生活にとって必要な利便情報だと考えるわけではありますが、そこで先ほど萩市を参考に御提案いたしましたけれども、消防長にひとつお答えしていただけたらと思っております。萩市ではこういった機能を学習して、先進地に行って、そして消防職員がこういったシステムを開発といたしまししょうか、稼働にできるまでこぎ着けたといったことではあります。我が市の防災担当職員でこういった対応のできる人材を育成することはできないのかなと、このように思うんですが、いかがでしょう。

議長（中司 実君） 消防長。

消防長（山根 徹雄君） お答えいたします。防災情報のメール配信システムということをございまして、議員さんは萩市を例として挙げられまして、職員はどうするかと、専門職員はそういうふうにはできないかということをございしますが、一応消防といたしましては、対象者はどうあるべきか。または登録制にするかどうかとか、配信する情報はこういったもの、例えば火災、救助事案、そのほかにどういうものがあるか。また、どの程度を情報提供できるか。また、個人情報とかはどこまで出せるんであろうかとか。また、導入後の長所、短所いろいろありますが、これはどうかなど、既に稼働している他都市の状況も参考にしながら、市の担当部局と協同して、引き続き調査・研究したいと。その中には他都市の状況、職員もそういうふうには、いわゆる通信機器にたけた職員といいますか、得意な人間もおりますんで、そういう者も場合によっては派遣してみたいというふうには思っております。

議長（中司 実君） 2番。

2番（山下 和明君） 最後、要望になりますけれども、萩市を参考に申しますけれども、このシステムの導入の利点として、災害関係の情報を入手後、数分で一斉に情報が発信できる、可能であるということですね。登録者に対してですよ。それと、メールで入りますんで、移動中でも人に迷惑をかけることがないわけでありましてね。そして、市外にいても受信ができるわけでありまして。ですから、市長が、また助役が他の会議に出ておっても、携帯電話にメールで入ってくる。例えば何々川はもう危険水域、あと10センチとか、降雨が1時間何ミリ降って、危険な山崩れの状態にあるとか、そうした情報が早く手元に届くという利点があるわけでありまして。

そして、例えば山口県瀬戸内沿岸で津波警報が発表された場合、警戒態勢として情報収集体制がとられるわけでありまして。津波によって大規模な災害が発生するおそれのある場合、また発生した場合は、非常体制として災害対策本部が設置されるわけでありまして。そうしたときに、防災要員、職員、関係者に対して、早期に情報発信ができるわけでありまして。ということは、現状の配備体制よりスムーズに配備することができるという利点もあるかと思っておりますので、しっかりその辺も含めて、研究していただいて、できれば近い将来、こういった防災情報をとれるシステムを導入していただきたいと思っております。

以上です。

議長（中司 実君） 以上で、2番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、9番、岡村議員。

〔 9 番 岡村 和生君 登壇 〕

9 番（岡村 和生君） 政友会の岡村和生です。通告に従いまして、防府市斎場悠久苑に関して、及び駅北再開発ビルに関して質問させていただきます。よろしく御回答、お願いいたします。

まず、防府市斎場悠久苑に関してでございますが、悠久苑は総事業費約 2 5 億円を投じて、無臭無煙の最新設備を導入され、周囲の豊かな自然との調和を図り、人生終えんの場にふさわしく、故人をしのぶ厳かな雰囲気の中で通夜、葬儀、火葬など一連の葬送行事が行えるよう整備され、本年 3 月に完成し、4 月より供用開始となりました。まずもって、そのことに敬意を表します。

さて、本日は市民に大変喜ばれている悠久苑ではございますが、供用開始から 5 カ月たった現在も葬儀場の利用者が少ない現状を苦慮いたしまして、質問させていただきます。

まず、現在までの利用状況を御報告お願いいたします。私の調査から見た個人的見解では、葬儀場の利用者が少ないと見受けられます。建設計画の中で葬儀場の費用対効果とか、目標値の設定とか話し合われた上での火葬場との併設だったのでしょうか。あるいはそうではないのでしょうか。

次に、もっと工夫して葬儀場の利用促進を図ることが、実質的に市民サービスへの向上に直結すると思いますが、いかがでしょうか。なぜ、葬儀場の利用者が少ないのかについてでございますが、まず 1 つは火葬場が新設になったことは市民の大多数の方が知っておられますが、すばらしい葬儀場も併設されていることについては知らない人が多いという現状がございます。つまり、PR 不足だと思います。今後の広報、PR についてどのようにお考えか、お尋ねいたします。

次に、遺族、親族は故人に対して満足のいく葬儀を願っておりますが、深い悲しみの中、しかも短時間にて、なれない法要ごとの段取りをせねばならず、大抵の場合は、その専門家のいる葬儀社にゆだねております。悠久苑にはその専門家、つまり葬祭ディレクターというものがおりません。また、悠久苑利用申し込み窓口であります市役所市民課においても、民間葬儀事業者への公正を期すためと思われませんが、葬祭ディレクター等を紹介することもありません。このことが悠久苑での葬儀を望む人々にブレーキをかけていると思われれます。

市の葬儀場ができましたが、それは市民への葬儀場設備貸し出しをメインとして行われています。個々に利用される人々へのソフト面でのサービス提供は当事者にゆだねられております。つまり、ハード面の提供は市が、ソフト面の提供は民間にゆだねられた現状で悠久苑での葬儀が行われています。

最近、防府市内において、ハード部分を持たない葬儀関連事業者がそれぞれの専門業種を表に出し、ソフト面で悠久苑での葬儀をとり行おうと広報宣伝活動をしております。結果として、悠久苑での葬儀をふやす活動をしていることになりましたが、悠久苑側も何らかの対応、体制を整えてもいいのではありませんでしょうか。悠久苑葬儀場利用希望者のために葬祭ディレクター等、公正に紹介する制度の設置とかがあってもよいとは思いますが、いかがでしょうか。

次に、2番目、駅北再開発ビルに関して、公共公益部分の設置とその設計についてでございます。防府駅てんじんぐち市街地再開発事業B街区複合施設ビル建設計画は本年4月に防府地域振興株式会社が設立され、5月に公共公益施設検討懇話会の提言がなされ、施行主体となる再開発準備組合はプロポーザル方式による基本設計業者を公募、選定され、そのプロポーザル提案が発表されました。現在、その基本設計をもとに、部分的修正等検討中と聞き及んでおります。

プロポーザル提案の基本設計の概要については、皆様、御承知のことゆえ省かせていただきますが、私が概要図面を見て非常に懸念していることがありますので、御回答、お願いいたします。

いびつの形状の建物の北側部分、2階、3階に図書館を中心とした公共公益施設が入るようになっていますが、1、いびつ形状の面では、有効面積が減少すると思いますが、減少すること以上に利点はあるのでしょうか。2番目、いびつの構造ゆえ、建設コストは上がると思いますが、そのコスト高以上に利点はあるのでしょうか。3番目、いびつ形状ゆえ見通しが悪く、死角もできると思いますが、管理上での問題点は出てこないのでしょうか。4番目、中の広場ではイベント等を行う予定となっており、防音対策が必要と思われませんが、建設コスト高とならないでしょうか。

元気がにぎわうまちづくりをテーマとし、中心市街地の活性化の起爆剤となるべく集客力のある公共公益施設の導入を図り、商業ゾーンのにぎわいをより創出しようとのコンセプトは十分に理解できます。しかし、現基本設計は公共公益施設の利便性と本来の機能の充実をも期する側から見れば、商業ゾーン中心の複合ビル設計に偏り過ぎてはいませんか。私の懸念を払拭できる確信のある御回答を期待いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（中司 実君） 9番、岡村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、防府駅てんじんぐち市街地再開発ビルの公共公益部分の設置とその設計についての御質問にお答えいたします。

この市街地再開発事業は商業、住宅、公共の複合ビルを建設し、中心市街地の活性化を目的とした都市計画事業でございます。公共公益施設の整備に当たり、地域振興整備公団の出資事業による商業基盤施設を導入することにいたしておりますことは御案内のとおりでございます。

御承知のとおり、基本設計につきましては、プロポーザル方式による提案をいただいておりますが、この案では2つの円形広場とS字型通路で建物を南北に分棟し、商業施設と公共公益施設を2階の空中歩廊で結ぶ計画であり、従来の箱型の施設計画とは発想を転換した形でのにぎわいや活気のある商業空間の創出を図るとともに、既存の商店街へ人を送り出す導線計画にもなっております。

また、箱型とは違ったおもしろさや楽しさを演出することで、商業ゾーンに人を引きつける魅力づくりについて、他市で成功をおさめている事例もあり、複合施設のメリットを最大限に生かそうとしているこの設計案を検証しながら、本事業を進めてまいりたいと考えておりました。さきの中心市街地活性化対策調査特別委員会で御説明申し上げましたとおりでございます。

御質問の1と3にございました、いびつ形状のため、有効面積が減少する。それ以上の利点はあるのか。死角もでき、管理上で問題点が出てこないのかという点でございますが、まず利点から申し上げますと、商業支援の観点から、集客力を向上させるため、建築の意匠を凝らしていることでございます。有効面積の減少や死角ができるという点につきましては、部屋の配置の工夫はもちろんのことですが、線形の一部変更等についても、検討をしたいと考えております。

次に、建設コストについてでございますが、南の商業棟については建物の構造を鉄骨造に変更し、北側の公共棟の構造を鉄骨鉄筋コンクリート造から一部鉄骨造へ変更する等の検討を加えており、また再開発ビルの商業と公共公益施設が当初5階建てであったものが3階建てになった点についても、コストダウンにつながるところでございます。

防音対策につきましても、当然必要となりますので、その対応を設計に生かしながら、整備してまいりたいと存じます。

また、さまざまな角度から御指摘を受けておりますので、これらの御意見を参考にして、中心市街地の活性化の起爆剤となるべく、集客力のある公共公益施設の導入を図り、商業ゾーンのにぎわいを創出しようとのコンセプトで進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 集客力のある、にぎわいのある商店街へのためということが非常にメインというふうに聞いておりましたんですけれども、もう一度ちょっと確認させていただきます。現在言われている公共公益施設の中身というのは、図書館を中心とした公共公益施設検討懇話会から出た中身ですね。例えば昨日の話でもありましたけれども、市民活動支援センターを中に入れるとか、子育て支援センターを入れるとかという中身で決定しているということなんでしょうか。それともまだ検討中ということなんでしょうか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） これまで特別委員会等々で御報告申し上げておりますように、機能については一応決定いたしまして、その配置計画については、まだゾーンニングまでしか終わっていないという状況というふうに御理解を賜りたいと存じます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 機能について決定しておられるということでしたけれども、例えば決定して、普通、設計依頼するとなると、どこの部分にどういう形のものをどういう面積でということが出た上での設計依頼になると思うんですけれども、この手順というのはあったのでしょうか、それともなかったのでしょうか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 公共公益施設につきましては、この2月の特別委員会、あるいは6月の特別委員会、さきの特別委員会等々で、構想であるよ、今、基本計画ですよ、そして9月ではとりあえずその機能についての2階、3階のほぼゾーンニング等は終わったけれども、個々の部屋の配置について、まだ決めかねている部分がございますというふうに御報告を申し上げたところでございます。

ですから、アウトラインの機能の面積については6月でも約何平米等々について、このぐらいのオーダーを持っているというふうに説明を申し上げておまして、設計会社にはこのぐらいの面積でというオーダーでもって、その提案を受けて協議をしているという状況でございます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 1年前にもお尋ねしたんですけれども、中身が確定して、それから最終的に建物全体のデザインそのほか詳細設計となり、決まっていくというふうにお聞きしていたんですけれども、私の、今、お聞きしたニュアンスでいきますと、商業ゾーンの方々が、とにかく一番これが我々にとっていいデザインの設計だということで選定したと。ついてはこういう建物の2階、3階部分に公共公益施設が入る面積部分をこういう建物の中に面積だけ確保したから、そこにうまく配置して入ってくださいと言われて、

そこから、じゃ、こういう配分でというふうに聞こえてしょうがないんですけども、いわゆる中身を何にするかということが後から後から来ているように思えて仕方がないんですが、そのことに対してお答えをお願いいたします。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 昨年御質問を受けましたが、昨年8月の特別委員会で公共公益施設についてはいろんな機能を積み上げたところ、5,000平米でいきたいというふうに構想で発表させていただいたと存じます。その5,000平米という内訳の中で鋭意まだ決まらないこともたくさんありますので、その構想をもとに機能の組み合わせ等を詰めてきたということございまして、今回も使える面積が5,000平米ということございまして、その公共公益施設の5,000平米についてはいささかも変わっておりません。

しかしながら、プロポーザル方式でああいうS字型の広場が入るということにつきましては、さきの特別委員会でも御報告申し上げましたように、公共公益を担当する部門とすれば、かなり首を曲げながら、ひねりながら、一生懸命その配置計画を5,000の中でやっているという状況でございます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） いびつな形状のことをもとにして、実はいろいろお尋ねしているわけなんですけれども、一番聞きたいのは、この中身をこういうものを持ってくるんだと。だから、これだけの面積が必要であるし、こういう形の建物内部が必要なんだということが本来は先にきていくべきだと思うんですけども、どうもそれが欠けているようなので、どうも建売住宅の中にピュッと入る、ここで適当に要望事項を詰めてくださいというように、そういうふうに見えてしょうがないんですけども、そうではないということによろしいんでしょうか。

議長（中司 実君） 総務部長。

総務部長（嘉村 悦男君） 構想については昨年8月、昨年11月の特別委員会、2月、6月、9月とやってきましたが、公共公益施設については部内のプロジェクトでやっておりますので、例えば子育て支援機能であれば、約700平米要るであろうとか、そういう機能の詰めは常にいたしております。

ですから、図書館は最初の段階では図書コーナーといったところで、図書館の移転ではありませんでしたが、図書コーナーだとすれば、どの程度が要るであろうという面積を常に積み上げをしながら、5,000平米について、部内では検証しつつ、これまでまいつているという状況でございます。

そして、図書館の移転ということになりますと、いわゆる市民活動支援センターの中のコアとして図書館があるわけでございまして、その市民活動の各種会議室、研究室等については図書館と共用することによって、その面積を5,000からはみ出さないようにしよう、あるいは図書館の入り口のロビーでいろんなイベントがございすけれども、それらについてはアスピラートの1階を使っていただくということによって、その面積を一体利用とすることによって実質的には公共公益施設とすれば5,000を超えておりますよということ等も御説明してまいったところでございます、いわゆる機能そのものの5,000平米というのは、いろんな段階において必ず積み上げの数値を検証しながら、これまで参っているという状況でございます。

議長(中司 実君) 9番。

9番(岡村 和生君) わかりました。十分な、中身のすばらしい、市民に喜ばれる中身を期待しております。

もう1点、追加でちょっと質問したいんですけれども、全体のビルの管理上のことなんですが、例えば2階、3階の屋上は緑化の公園になると聞いているんですけれども、これは樹木そのほかを植えるということですか。あるいはその管理は、だれがどこの部分をやるかということは決まっているのでしょうか。

議長(中司 実君) 都市整備部長。

都市整備部長(岡本 智君) 質問にお答えします。商業棟の屋上につきましては、皆様御存じのように、ヒートアイランド現象等、緑をしっかりとふやすということで、屋上緑化を考えております。この管理につきましても、ビルの管理をする組合の方で維持管理になるかと思えます。

以上です。

議長(中司 実君) 9番。

9番(岡村 和生君) まだ、はっきりしていないけれども、多分そういうことだということ。

いろんな管理上の費用がかかり過ぎるとか、いろんな問題が、特に先進的なデザインの建物なんかには多く出るケースが多うございます。現アスピラートもいろいろ出たおかげで、例えば当初計画の夜間つけて、通路と同じ状態の市民ホールは全部閉館になっているとか、あるいは上に夜間上がれないように工夫しているとか、あるいはある部分が故障したので、現在はそのコストがかかるということで修理もせず、そのままともとの機能が、今、何も生きていないというようなことがたくさん出ておりますんで、特にこういう今までにない箱型の建物に最終決定になるようでしたら、そのことも、管理上これからど

ういう管理費がかかってくるのか十分に検討された上で、もう一度よく詰めていただきたいと思います。

そうしないと、せっかく、今、おっしゃっていただいたこういうプラスメリット、あるいはコストもそうじゃないんだというような話が、結果的には10年後には莫大な管理上のコストとなって、また上がってくるということになりかねませんので、その点、重々に検討された上で、最終決定をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（中司 実君） 以上で、2の駅北再開発ビルについてを終わります。

次に、1の斎場悠久苑についての答弁を求めます。生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 防府市斎場悠久苑についてお答えいたします。悠久苑は公衆衛生、その他公共の福祉を図ることを目的として、旧火葬場の老朽化に伴い、火葬施設だけでなく、葬儀式場や待合個室等も整備された斎場として、本年4月に供用開始いたしましたことは、既に御高承のとおりでございます。

御質問の利用状況につきましては、4月から8月までに火葬件数は438件、葬儀式場は23件、待合個室は408件、通夜は20件、霊安室は16件の利用がございました。

次に、2点目の費用対効果とその目標値でございますが、悠久苑は住宅事情等で葬儀ができない方々や低所得者階層の方々も安心して通夜から葬儀までとり行うことができるように設置されておりますので、費用対効果にはなじまないものと考えております。

次に、3点目の利用促進と対応についてでございますが、死亡届けの受付時に悠久苑の利用について説明するとともに、市広報及び防府市ホームページへの掲載、また庁舎ロビーや各種庁舎にリーフレットを置く等、多くの方々に利用していただけるよう周知に努めております。

なお、議員さんの御指摘の中での、市での葬儀を営む場合、窓口で業者紹介を行えばとのことでございますが、法にも明記されておりますように、「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定されており、公平・公正の見地から業者等を紹介することは適当ではないと考えております。

以上でございます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） まず確認ですが、葬儀式場、実際行った方は今の数字で、火葬された方の5%ぐらいということではよろしいのでしょうか。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 火葬件数が438件で、式場を利用された方が23件

ということでございますので、5%強ぐらいでございます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 費用対効果とか、そういう目標値とかはないということで建設されたということで、その目的を、今、お聞きしたわけですが、先ほどの例えば住宅事情の方だとか、経済的な理由ということの方々以外に、私はこの悠久苑に対して、思いを持っている市民の方々がたくさんおられると思うんです。

つまり、こういう財政状況の中で、具体的に申しますと、例えば私は悠久苑をもっと使っていただきたいというふうに思っておる1人ではありますが、せっかくいいものができました。皆さんの税金の一部を使って、建てております。すばらしい葬儀場ですから、使ってください。使っていただければ、それだけ市にも収入になります。そういう気持ちを持って、悠久苑をもっと使うようにしたいという人は、私のみならず、市民の方にたくさんおられると思うんです。

その方のことは、今、当然御存じだろうし、そのことは間違いなくあるわけでございますが、そういう状況の中で、今日現在、火葬される方の、私に言わせれば、約5%しか、悠久苑での葬儀が行われていないという、この5%というのは妥当ということなのか。もう特別何もしないで、ふえればふえたでいいし、この現状のままならこの現状のままでいいということなんでしょうか。お答え願いたいと思います。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 議員さん、この悠久苑に対して、大変な熱意を持っていただいておりますことに対しまして、まずお礼を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、悠久苑に式場を併設する際に、いろいろ議会の皆様方との協議を何度も重ねまして、先ほど申し上げましたように、自宅で葬儀を行いたいけれども、そういった場所がないとか、経費的な面だとか、そういった方々にも利用していただく。華美でなく、されど終えんの場にふさわしい、そういった式場というものを建設していきましょうということで、現在の規模等が決定されております。

それ以外の方々にも、悠久苑を使って葬儀を営みたいという方がいらっしゃることも事実だろうと思います。そういった方々にも十分に御利用していただけるように、その今の斎場につきましては貸し館ということで、喪主に一応貸すわけでございます。

市の祭壇を使っていただいてもよろしゅうございますし、さりとて業者の方の祭壇をあそこに運んでいただいてもいいということで、いわゆる貸し館によりまして、皆様方などでもお使いいただけるというふうに、今はしておるところでございます。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） 使用比率、たまたま5%ぐらいだねということではあったんですけども、それについてはそんなに気にしていることじゃないということなんじゃないかな。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） なかなか得心いられないようなので申し上げたいと思いますが、これは議員御就任になる前から、火葬場の新設というものについては、議会では長い間年月をかけられて、検討・協議をされてきたわけなんです。

私は当初、火葬業務だけでいいではないか。葬儀をあそこでもできる必要はないではないかという個人的な考えを持っておりましたが、議会筋の強い要望として、あそこで葬儀ができる方が市民はとて助かるんだ。今の住宅状況等々の中で、自宅で葬儀を営みたいと思われても、なかなかできない方々もおられるので、最大限百二、三十人ぐらい入れるような葬儀場をぜひ設けてほしいということで、それなりの費用も当然かかったわけですけども、それだけの強い要望があるならばということで、しかしながら私個人的には葬儀というのは葬儀に参列される方も行かなければならない。その方々のためにあるわけで、もちろんお悲しみの御家族の方々が葬儀を営まれるわけですけども、参列される方々はしからはあそこまでどうやって行くか。自転車に乗ってあそこまではなかなか行かれない。歩いても行かれない。タクシーを使えば往復3,000円も4,000円もかかる地域もある。すぐ近くの地域でも往復千二、三百円はかかるでしょう。

そんなようなことの中で、大変費用のかさむ葬儀場になってしまうなど。恐らく利用度というものは低いのではないかという想定は十分にいたしておりました。したがって、費用対効果を考えて、あの葬儀業務を兼ねた悠久苑を建設したわけではございません。あくまでもあそこで御葬儀を営みたいという強い御希望を持った市民の方々の要望にこたえていければふさわしいところではないかと、そういう考え方の中でやってきたことが1つです。

それから、もう1点はハード、ソフト面を持った業者の方々が既に、議会で当初葬儀場云々という話が出た当時は、私はその当時この市役所で働いておりませんのでよくわかりませんが、想定するには、当時は火葬業務、あるいは葬儀業務の会館などは防府市にはございませんでした。お隣の山口市に1カ所、葬儀ができる会館がございましたけれども、あとは防府市では自治会の会館とか、あるいはお寺さんとか、大規模なところであれば、そういうようなところしか使えなかったわけです。

ところが、この両3年の間に御存じのように、それをなりわいとされる業者の方々がたくさん、ハード面も出資されて、用意されているわけです。そういう状況の中で、当然利

用される方にとっては身近なところ、一番いいのは御家庭でしょうし、あるいはお寺様でしょうし、あるいはまたそういう業者さんの会館等々でございましょうし、というようなことの中で、民でできることは民でお願いしていく方がいいんじゃないかという考えも私個人では持っておりましたけれども、冒頭申し上げたような状況の中で、それでも葬儀を営みたいと言われる市民の要求におこたえするだけのものは構えておこうと。貸し館業務として置いておこうと、こういうことの中で置かせていただいた葬儀の営まれる部屋でございまして、その利用度がよくないから、当初計画が甘かったとか、あるいはまた利用度のアップを図るべく一段の努力をしろというような御意見は、御意見としては承らせていただきますけれども、この悠久苑問題に関してのお話とは、若干ずれがあるのではないかと、こんなふうに思っております。

なかなか御納得がいただけないようなので、私として過去にさかのぼってまでの説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） ただいま市長の説明で十分わかった点もあるわけなんですけれども、私は費用対効果ということを行っているというよりは、実際悠久苑で葬儀をしたいんだということで、できますねというふうに、多分今も訪ねてこられる人がおられるはずですよ。そういうふうにお聞きしております。あそこは場所は貸す場ですということまでわかるんです。そのときに、どなたか葬儀のいろんな手配とかやってくれる方がおられませんかと言われたときに、おりません、知りませんという答えしか、今、市では出せないということなんです。

ということは、市民の方で葬儀を望んでいる方がおられても、その部分は市の方は一切知りませんということと突っぱねること以上に、例えば紹介する、直接、今、紹介は公平性のもんからできないというお答えでしたんですけれども、じゃ、一言、特定の業者の方を紹介することはできないんですけれども、例えば悠久苑のあそこの葬儀をスムーズにするために、葬儀全般の段取りをとられている、そういう業者さんも現在おられますよと、せめてそのぐらいのことは言っただいても、市民サービスという点から見ればいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（中司 実君） 生活環境部長。

生活環境部長（三谷 勇生君） 今、議員さんのおっしゃられましたように、私どもではとりあえずは式場までは準備しましたと。ここまでは行政の守備範囲ですよということ、今はそうしております。そして、市長が先ほど触れたかと思っておりますけれども、斎場建設、火葬場を建設し、そしてそこに式場を併設する際に、業者さんにも了承していただくか

なければなりませんので、説明を申し上げました。その際には、現在、現在というのは昔の、現在の葬儀業務以外はいたしませんと。ただ、あそこは貸し館だけにしますという形の中での了解をいただいております。

そして、今、御自宅で葬儀をされておられる、あるいは斎場で葬儀される、その方々に対しましても同等の扱いをしておりますし、やはり業者さんを御紹介申し上げるのはいかなものかなというふうに考えております。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） 万々ーの場合でも、特定のだれかを利するような発言、誘導を市の立場の者が断じてすることはできないんです。例えば親切心でこういう人がおりますよということをもしお話しをしてあげたとしたら、彼がキャッチしていなかった情報を持っておられた岡村商店ではなくて、横田商店の方でもそれができるんだというふうに考えておられたとしたら、横田商店さんにとってみたら大変なことになるわけで、何でおれのところも紹介してくれなかったんだになってきますし、それはどんどん切りがないほど波及していくわけで、冷たくあしらっていると、親切心がないとか、そういうふうな事柄で言えないということではない。どうかその辺わかっていただきたいと思います。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） その点は、理解いたしたんでございますが、最後にしつこいようなんですけれども、悠久苑で葬儀をされる際に、市の方は貸し出しだけですけれども、いろんな段取りをされる業者さんもおられますと、おられますというのは現に設備を持っていらっしゃる業者さんが、悠久苑での葬儀もとり行われたということも聞いておるわけなんですけれども、全設備を持っていらっしゃる葬儀社さんもその対象になっているよということだと思えるんですけれども、それは公正じゃないんでしょうか。

議長（中司 実君） 市長。

市長（松浦 正人君） それを市の担当者が窓口で現にそういう業者さんを紹介したとしたら公正じゃありません。そんなことは断じてないと思います。その方の情報源の中で、じゃ、葬儀はこういう会社さんをお願いしようねという御判断をされたに違いないと思っております。

議長（中司 実君） 9番。

9番（岡村 和生君） わかりました。悠久苑を利用しての葬儀をしようという、葬儀を取り込んでやってみたいという業者さんが大分出ているようなんですけれども、自前で自助努力をして広報活動をなささいということなんですね。

議長（中司 実君） 助役。

助役（土井 章君） おっしゃるとおりでございます、営業活動はそれぞれの業者さんがやるべきことだというふうに思っておりますし、もうちょっとさかのぼれば、自宅で葬儀をされる場合も、自分でどこかの業者を探し、どこかの業者に頼んで、葬式をあげるか云々というのを判断するわけでして、それと全く悠久苑も同じだというふうに考えてもらえれば、一番わかりやすいと思います。

9番（岡村 和生君） わかりました。これで終わります。

議長（中司 実君） 以上で、9番議員の質問を終わります。

議長（中司 実君） 次は、22番、広石議員。

〔22番 広石 聖君 登壇〕

22番（広石 聖君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。再質問をしないつもりでおりますので、そういう御回答をお願いしたいと思います。

公民館活動の充実と活性化について、当局の御所見をお伺いいたしたいと思います。

公民館の歴史をたどってみますと、1945年12月、当時の文部省公民教育課長の職にあった寺中作雄さんが、社会教育のための中心施設を各市町村に持たせ、同時に社会教育の事業を恒久的に継続していくような機構をつくり、人と施設と事業とが並行して進むようにならなければ、社会教育の振興は期せられない。そこで、その社会教育の中心施設として公民館というものを考えたかどうかと提案されたのが始まりであるようでございます。

寺中さんは公民館の必要性について、「日本は二度と同じ過ちを犯さないようにしなければならない。そして、民主主義の基盤の上に平和国家、文化国家として立つこと、それを除いては日本の立ち上がるべき方途はないはずだ」と述べ、何をしたらよいのかと、3つを挙げておられます。

その第1が、民主主義を自分たちのものにし、平和主義を身につけた習性とするまでに、我々自身を訓練すること。第2には、豊かな教養を身につけ、文化の香り高い人格をつくるように努力すること。第3には、身につけた教養と民主主義的な方法によって、郷土に産業を興し、郷土の政治を立て直し、郷土の生活を豊かにすること。そのためにどうしたらよいかということで、お互いの教養を励み、文化を進め、心のオアシスとなって我々をはぐくむ適当な場所と施設として、公民館の建設を推奨されたのでございます。

さらに寺中さんは、公民館の魅力の源泉として5つ挙げておられます。第1は、社会教育は人にだけ頼っても長続きはしない。社会教育を人と施設と事業の三位一体のものにしなければならない。第2に、社会教育を学校教育の延長と考え、いわゆる修身齐家式の精

神訓練に限定することなく、生活と経済と職業にまたがる生きた実践教育とすべきこと。第3に社会教育の中に市民的自覚というふうな憲法原理や地方自治精神の体得を内容とする政治教育の要素を多分に取り入れる必要があること。第4に、市町村に対する自治厚生、農林水産、建設等関係各省の行政指導は、各省の縄張り根性を捨て、所管の枠を打ち破って、社会教育の形で総合的に受け入れ、公民館がその窓口になるようにする必要があること。第5に、講演、説教の形よりも、相互教育の意味で討論を推奨したこと。そしてこれらのいずれもが過去の文部省の社会教育行政を推進する上で、最も欠けていた点であることを痛感してきたと述べておられます。

こうした公民館の歴史の中で、昭和34年12月には文部省文部大臣のもと、社会教育法の一部改正が行われ、公民館の設置及び運営に関する基準の見直しがなされ、今日まで時代の流れの中で、何回か見直しがされてきたところでございます。

公民館活動が開始されて既に50余年が経過した今日、全国の市町村に設置されている公民館は、社会教育法に基づき、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に大きな役割を果たしておるところであります。

本市には文化センターを含め、16の公民館が設置されております。これら公民館の活動状況を平成14年度で見てもみますと、全講座数は170で、受講者数は2,806名でございます。全サークル数は259で、受講者数は3,604名となっております。中でも地区別公民館で見てもみますと、講座部門では右田、華城、松崎公民館の活動がベスト3であります。また、サークル部門では華浦、勝間、華城公民館がベスト3であります。

地域における生涯学習、交流の拠点である公民館活動は、学校週5日制、若者の就職、高齢化、情報化社会等々の多様なニーズに対応していかなければならないことを思えば、ますます重要度を増してきたと認識いたすものであります。

聞くところによりますと、文部科学省は2004年度、公民館、図書館などの施設を拠点に、生涯学習活動を行う市町村に助成する「社会教育活性化21世紀プラン」（仮称）を創設する方針を固めたと同っております。このことは、事業内容のすべてを市町村の創意工夫にゆだね、地方のアイデアを生かし、全国一律ではない、地域密着型の教育活動を後押ししようというのが趣旨であろうかと考えます。

本年6月、文部科学省は地方自治体が公民館や博物館を建設、管理する際のルールを定めていた設置運営基準を全面改訂し、面積、設備、開館時間などに関する要件を撤廃しております。

こうしたことを見ましても、社会教育施設を利用する場合の自治体の自由度は格段に高

まってきたております。この文部科学省のプランはこうした状況を受けて、既存の公民館などの有効活用を促進する願いがあるものと推察するものであります。

こうした流れの中にある公民館活動の充実と活性化について、本市におかれては重要施策として取り組まれていく必要があると思いますが、特に時代の要請にこたえる公民館運営に取り組んでいけば、当然財政的な保証が必要になってまいります。そのように考えてまいりますと、これらに対応できる我が市の公民館活動の充実と活性化に取り組まれていくべきと思うのでありますが、これに対する当局の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、（仮称）「防府景観50選」について御所見をお伺いしたいと思います。

近年は住民の皆さんの意識も多様化し、従来の効率のよさや便利さだけでなく、暮らしの安らぎや文化的価値の付加など、地域の特性を生かした、多様で個性的な取り組みが求められています。

防府市は古来から周防の国府として栄えてきた歴史を有しており、さまざまな世代の記憶が刻まれている郷土としての景観を保全、継承し、次世代に贈ることは現在に生きる市民としての使命であると考えます。

現在2市4町の県央部中核都市形成に向けての取り組みが積極的に行われているところでございます。その状況によっては、防府市を取り巻く環境が大きく変化することも予想されます。このため、改めて本市の持つ歴史、自然、都市のすぐれた景観素材を再認識し、次世代に継承するとともに、市民のふるさとに対する誇りや愛着心を醸成するため、未来に引き継ぐ防府市の風景を選定し、写真集としての冊子を発行されてはいかがでしょうか。

静岡県の磐田市では、ふるさと再発見として「いわた五十選」という写真集の冊子を発行され、本年5月から市役所、公民館等で無料配付されております。市民の共感、愛着が感じられる風景、地域の歴史や風土、文化にあらわれている風景、催しや伝統行事などのコミュニティーの雰囲気を感じられる風景などを選定基準として選定されていますが、現在、県央中核都市形成を目指し、2市4町の法定合併協議が進行中であることも発行のきっかけの一つではないかと推察いたします。

このような事例を踏まえて、本市におきましても（仮称）「防府50選」を発行されてはいかがでしょうか。御所見をお伺いし、壇上からの質問を終えます。

議長（中司 実君） 22番、広石議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは景観50選についての御提言、御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、防府市は古くから歴史に登場し、周防の国府を中心とする地方の政治的中心地として栄え、中世においては天満宮の宮前町として商工業の中心地として、また近世においては毛利藩により塩田が開かれ、産業都市防府の礎が築かれる等、それぞれの時代において、政治、交通、商業、工業の要衝として発達してきたところでございます。市内にはこれらの歴史のあかしとして多くの景観や遺跡、文化財等があり、これを次世代へ引き継ぐことは現代に生きるものの使命と考えております。

このため、市といたしましては、これらの貴重な景観等を保全し、活用したまちづくりを目指して、土地利用計画や歴史美遊感計画等を策定し、総合的に推進しているところでありますし、また記録として後世に残すため、防府市史の編さん、市勢要覧や防府の文化財等を作成してきたところでございます。

（仮称）「防府50選」として、未来に残すべき景観を写真集として記録にとどめてはとの御提案でございますが、さまざまな世代の記憶が刻まれている郷土の景観を次世代に引き継ぐ有効な一つ的手段であり、郷土を見つめ直し、郷土をより深く知り、愛する契機となると受けとめており、大変有意義なものとして存じます。

現実に作成するとしていたしましたら、防府を代表するものとしての文化財や伝統文化からの視点、あるいは観光からの視点、また商業・産業からの視点等のみならず、人それぞれの心の中にある懐かしいふるさとの風景等、それぞれの思いやとらえ方がございますので、今後その考え方や方法等について、整理すべき点も多々あるかと存じます。いずれにいたしても、大きな時代の転換期とも言える今、貴重な防府らしい文化財、伝統文化、景観等をいま一度見直し、次世代へ引き継ぐことは、先ほども申し上げましたとおり、まことに意義深いことであり、前向きに検討したいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（中司 実君） それでは、1の公民館活動についてを答弁をお願いいたします。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 公民館活動の充実と活性化についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、生涯学習やコミュニティ活動の拠点としての公民館の重要性については、強く認識しているところでございます。本市におきましては、昭和39年公民館設置及び管理条例を制定して以来、家庭教育学級、女性学級、高齢者教室等の学級や教室、市民教養講座、そしてサークル等を開設し、公民館活動の振興と充実に努めてまいりました。

しかし、その活動の内容も時代に応じて変化する中、平成12年3月、2010年を目

標とした防府市生涯学習推進計画、いわゆる学ぼうやプランを県内でもいち早く策定し、さらに同年10月生涯学習都市宣言を行ったのは御承知のとおりです。

国におきましては、本年6月、「公民館の設置及び運営に関する基準の全部を改正する件」の中で、事業の実施に当たり、学校、社会教育施設、社会教育団体やNPOなどの民間団体、官公署と連携し、推進することや青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等への参加を促進するよう努めていくなど、施設を利用する場合の自治体の自由度は格段に高まっているとされております。

また、生涯学習の推進という立場からも、学校教育の支援、高齢者向け講習、子育て支援、若者向け職業観教育、IT講習等、公民館に寄せる市民の期待と要望は大きくなるものと予想されています。

したがって、公民館活動の充実、活性化につきましては、財源の確保や人材の確保等の問題もありますが、これらの課題を解決しながら、従来の事業にこだわることなく、地域の特性と時代のニーズに対応した事業を防府市生涯学習推進計画学ぼうやプランに基づき、積極的に推進してまいりますので、御理解、御協力賜りますようお願い申し上げます。

議長（中司 実君） 22番。

22番（広石 聖君） 再質問はせんと言ったので、要望します。

今、教育長の方から誠意ある御回答をいただきましたが、2市4町の中核都市形成というものが眼前に繰り広げられております。そうしたことで公民館活動の充実と活性化、これはそうなればますます、今、おっしゃったように、重要度が増してまいります。

そこで、いろんな活動をしていこうと思えば、やはりおっしゃったように、財源の確保と人材の確保が必要になってまいります。人材はおられるといたしましても、財源が問題になってこようかと思いますが、これは私が具体的な数字を挙げるまでもなく、例えばお隣の山口市の公民館活動と我が市の公民館活動、財源面で比較されれば、そう変わりはないように見えます。というのは、公民館の管理運営で見れば、そう差はないと思います。

しかしながら、一番、私どもが質問いたしました、大事な公民館の活動推進、あるいは講座の開催等々の予算、財源で見ますと、山口と防府では大人と子どもの違いがあるように思います。

そういうことで、今、前段申し上げましたように、これから2市4町の合併が進められていくと。そうした中で、防府の各公民館の活動というものも重要さが増してまいりますので、早急にこれには全力で取り組んでいただきたいし、できれば明年度、16年度の予算にもそうした片りんを見せていただきたいということを要望して終わります。

以上です。

議長（中司 実君） 以上で、22番議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は9月24日午前10時から開催いたします。その間、水道事業決算特別委員会及び各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後 2時45分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成15年9月9日

防府市議会議長 中 司 実

防府市議会議員 山 田 如 仙

防府市議会議員 田 中 敏 靖